

# アメリカ合衆国のマネーロンダリング罪

川崎友巳

- 一 はじめに
- 二 マネーロンダリングに対する刑事規制の歩みと現在の枠組み
- 三 マネーロンダリング罪の成立要件
- 四 マネーロンダリング罪の抗弁
- 五 むすび

## 一 はじめに

国際的な犯罪対策の課題の一つとして、マネーロンダリング罪の取締りをあげることができる。「マネーロンダリング」という用語は、もともとは犯罪者の間で用いられていた隠語で、犯罪収益などの「汚れた」資金を、堂々と使えるよう

に、他人名義での預金、他人名義の口座への送金、両替、投資、換金などの取引を行うことで、その出どころに関する情報を消し去ることを意味していた。<sup>(1)</sup> 今日では、「所得の存在、違法な源泉、または所得税法の不正な適用を隠蔽し、その収入を合法であるかのように装うプロセス」、あるいは、「違法に獲得された収益(すなわち、「汚れた金銭」)を合法化(すなわち、「洗淨」)するプロセス」などと定義されている。そうしたプロセスは、一般に、①犯罪から発生した資金を合法的な企業や金融システムに託す「投入 (placement)」②資金の出どころを不明瞭にするために、さまざまな架空取引に資金を用いる「多層化 (layering)」③金融システムの合法的資金と混ぜ合わせる「統合 (integration)」の三段階に分けて理解されている。<sup>(4)</sup> こうしたプロセスに関与する行為を犯罪化し、刑事規制の対象とする根拠は、かつては薬物犯罪の収益や資金源の遮断に求められていた。<sup>(5)</sup> しかし、組織犯罪の多様化にともない、一九九〇年代以降は、薬物犯罪以外の犯罪も含めた組織犯罪の収益や資金源の遮断へ、さらに、二〇〇〇年代以降は、テロ活動資金の遮断も加えた形へ、その意義を徐々に変容・拡大させている。今や、毎年、世界中で行われているマネーロンダリングの資金の総額は、固く見積もって五〇〇〇億ドル、中には、一兆八〇〇億ドルに上るといった試算も見られ、国際通貨基金(IMF)は、その総額が全世界の国内総生産の二五パーセントに当たると指摘している。<sup>(6)</sup> もはや、マネーロンダリング罪は、単に、重大な犯罪の抑止という観点から、その収益の隠蔽や偽装を防止し、組織犯罪の資金源を断つために処罰される犯罪としてだけでなく、直接的に経済や社会に甚大な危害をもたらす重大な犯罪として認識されるに至っている。<sup>(7)</sup> このため、世界各国は、協調してマネーロンダリングの取締りに取り組んでいるのである。<sup>(8)</sup>

そうした取組みの中でも注目されるのが、アメリカ合衆国におけるマネーロンダリングの刑事規制の動向である。<sup>(9)</sup> 後に詳述するように、アメリカ合衆国のマネーロンダリング規制の起源は、一九七〇年銀行秘密法 (Bank Secrecy Act of 1970) の制定によって、銀行に対して、高額の金融取引の内国歳入庁への報告義務が定められたことに求められる。

その後、一九八六年には、マネーロンダリング行為そのものを犯罪とする規定が導入され、本格的な刑事規制の取組みが始まった。この規定には、今日まで、幾度となく改正が加えられ、マネーロンダリング規制の強化が図られてきた。このように過去四〇年近くにわたって一貫して積極的に取り組まれてきたアメリカ合衆国のマネーロンダリング規制は、日本を含む他国での取組みに大きな影響を及ぼしてきた。したがって、その正しい理解は、日本のマネーロンダリング規制を考えるうえでも必須の比較法的知見と言える。また、アメリカ合衆国では、多くの日本企業や日本人が経済活動に関わっており、同国のマネーロンダリング規制の正確な理解は、そうした企業や人々のコンプライアンスにとっても不可欠な素養と言えよう。本稿は、こうした問題意識に立って、今日のアメリカ合衆国の連邦レベルにおけるマネーロンダリング罪の刑事規制について、その根拠規定である合衆国法典第一八編一九五六条および一九五七条に関する犯罪論の観点からの考察を中心に、多角的な検討を加えるものである。具体的には、今日までのアメリカ合衆国におけるマネーロンダリング規制の歩みを概略したのち、現行のマネーロンダリング罪の構造を四つの類型に整理して概観する。そのうえで、それらの犯罪の成立要件について考察し、併せて同罪に固有の抗弁についても目を向けることにしたい。

## 二 マネーロンダリングに対する刑事規制の歩みと現在の枠組み

### 一 マネーロンダリングに対する刑事規制の歩み

(1) 一九七〇年代 前述したように、アメリカ合衆国におけるマネーロンダリングの刑事規制の歩みは、一九七〇年に制定された銀行秘密法<sup>(1)</sup>に始まる。同法は、通貨取引についての文書足跡 (paper trail) を残すために、金融機関や

個人に対して公的機関への報告書の提出を義務づけ、違反行為に対する罰則を設けた。たとえば、金融機関に対しては、一万ドル以上の取引を行った顧客に関する「通貨取引報告書 (Currency Transaction Report: CTR)」の提出が義務づけられた。他方で、個人に対しては、海外に口座をもつ者に対する「外国銀行および金融口座報告書」や、通貨や金融商品のアメリカ合衆国内外への移動を行う者に対する「外貨預金残高報告書」の提出が義務づけられた。このように資金の流れについて記録に残し、報告を義務づけることで、金融機関を通じて犯罪の収益や資金源が隠蔽されたり、偽装されたりするのを防ぐことが企図されたのである。

銀行秘密法の制定当初、こうした取引記録の保存や公的機関への報告が、プライバシー侵害に当たるとして同法の違憲性を争う訴訟が相次いだ。しかし、そうした訴訟は、一九七六年のミラー・ケース合衆国最高裁判所判決<sup>12</sup>が、そうした主張を明確に否定したことで収束に向かった。本件では、被告人が、銀行秘密法に基づき銀行に保管されていた口座記録などを証拠に、蒸留酒の密造や酒税法違反の罪で起訴された。被告人は、銀行の記録は限られた目的のために利用にされ、プライバシーに対する合理的な期待が認められるのであって、これを侵害する銀行記録の公的機関への提出は差し止められるべきと主張したが、第一審のジョージア中部地区連邦地方裁判所は、被告人の主張を斥け、有罪を言い渡した。これに対して、原審の第五巡回区連邦控訴裁判所は、被告人の主張を支持し、原判決を破棄した。そこで、檢察側の上訴を受けた合衆国最高裁判所は、原判決を破棄し、被告人に有罪を言い渡した。本判決の法廷意見において、パウエル裁判官は、証拠として銀行によって提出された口座記録は、被告人の私的な書類ではなく、銀行の業務記録であり、小切手と預金伝票は機密情報ではなく、銀行や従業員が自由に見ることができものであるから、正当な「プライバシーに対する期待」はないとし、さらに、銀行の記録へのアクセスは、捜査令状を得るために必要な精査と同等のものを必要としないとも述べた。<sup>13</sup>

(2) 一九八〇年代 一九八〇年代には、組織犯罪の深刻化や犯罪組織による資金洗浄の巧妙化（銀行機密法の適用を回避するために、取引額の細分化や銀行以外の取引業者の活用がすんだ）に対応するため、マネーロンダリング規制の動きも加速していった。まず、一九八二年には、銀行機密法が改正され、報告義務の対象となる「金融機関」に、旅行会社、保険会社、両替業者、送金業者などが含まれることになった。

一九八三年には、組織犯罪に関する大統領委員会が立ち上げられた。同委員会は、翌年に、『キャッシュ・コネクション (Cash Connection)』<sup>15</sup>と題する中間報告書を公表し、マネーロンダリングの深刻な実態を指摘するとともに、その規制に向けたさまざまな提案を行った。同じ頃、ボストン第一国法銀行 (The First National Bank of Boston) が、犯罪組織に関連する可能性の高い資金一二億ドル以上をスイス銀行などに海外送金しながら、報告を怠っていたことが発覚し、最終的に、同銀行は、銀行機密法違反の罪で有罪の訴答を行い、五〇万ドルの罰金を支払った<sup>16</sup>。この事件を契機に、それまで銀行機密法の報告義務と真剣に向き合わず、全米で一〇〇件以上の合計一六〇〇億ドルを上回る取引について報告義務を怠ってきた金融機関への風当たりが強まると同時に、マネーロンダリング規制を求める気運が急速に高まっていった。

こうした気運の高まりを受ける形で、連邦議会は、一九八六年にマネーロンダリング規制法 (Money Laundering Control Act of 1986)<sup>18</sup>を制定し、マネーロンダリング行為そのものを連邦犯罪とする規定（合衆国法典第一八編一九五六条・一九五七条）をおいた。また、同法は、同時に、銀行機密法で定められた通貨取引報告書の提出を回避する取引を禁止して、銀行機密法違反に対する民事没収および刑事没収を導入し、銀行に対して、銀行機密法で要求される報告および記録保管要件を遵守するための手順の確立を指示する規定も新設した。

一九八八年には、薬物濫用規制法 (Drug Abuse Act of 1988)<sup>19</sup>により、マネーロンダリング罪を定める合衆国法典第

一八編一九五六条と一九五七条に改正が施され、①租税通脱目的による特定の不法活動の収益に関連する金融取引が処罰対象に加えられ、②国内外への資金輸送の処罰対象行為に「転送 (transmit)」と「移転 (transfer)」が追加され、③マネーロンダリングの前提犯罪となる「特定の不法活動」のリストに新たな犯罪類型が追加され、④「おとり捜査」によるマネーロンダリングが犯罪化され、⑤犯罪によってもたらされた一万ドル以上の価値の財産の金融取引に従事することを犯罪とする一九五七条に、弁護士費用の支払いなど、「合衆国憲法修正第六条によって保証されている弁護士権を保持するために必要な取引」を例外とする明文規定が導入された。その他にも、一九七〇年銀行秘密法の対象となる金融機関の定義を、自動車ディーラーや不動産取引業者などにまで拡大して、大口通貨取引に関する報告書の提出とともに、三〇〇〇ドルを超える金融商品の購入者の身元確認が義務づけられた。

(3) 一九九〇年代 一九九〇年代には、組織犯罪の拡大に伴い、マネーロンダリングが、薬物犯罪だけでなく、さまざまな犯罪の収益や資金源の隠蔽や偽装にまで用いられるようになり、<sup>(20)</sup> 対策面でも、こうした変化に対応するための法整備がすすめられた。

まず、一九九〇年に、財務省は、省内に、法執行機関によるマネーロンダリングとの戦いの支援のための情報収集に当る専門部局として、「金融犯罪取締ネットワーク (Financial Crimes Enforcement Network [FinCEN])」を創設した。同部局は、それまで内国歳入庁が果たしていた、銀行秘密法によって金融機関に義務づけられていた現金取引報告などの報告を受ける役割も課せられ、記録保管および報告の要件を、金融機関に、確実に従わせる責務を担うこととされた。<sup>(21)</sup>

一九九二年には、アナンツイオウィーリー反マネーロンダリング法 (Annunzio-Wylie Anti-Money Laundering Act of 1992)<sup>(22)</sup> が制定され、銀行秘密法違反の制裁強化が図られるとともに、金融機関に対して、疑わしい活動に関する報告

書の提出および電信送金についての確認と記録の保存が義務化された。また、報告要件をいかに変更すべきかに関する助言を与えたり、金融機関から提供された報告書の法執行機関による使用を金融機関の代表者に通知したり、規制の効果を高めるための規制要件の変更案について財務長官に助言したりすることを目的に、銀行秘密法アドバイザー (Bank Secrecy Act Advisory Group) が新設された。<sup>(23)</sup>

一九九四年には、マネーロンダリング鎮圧法 (Money Laundering Suppression Act of 1994)<sup>(24)</sup> が制定され、連邦の銀行業監督機関に対して、反マネーロンダリングに関する研修の検証・強化や審査手続の改善とともに、法執行機関への事例照会手続の見直し・強化が求められた。また、通貨取引報告などの報告義務を免脱するために仕組まれた取引を犯罪として処罰するための要件が緩和され、従来、免脱の「意欲をもって (willfully)」取引にのぞんだ場合のみに成立した報告義務免脱取引罪が、免脱の意図の存在が立証されれば成立することとされた。<sup>(25)</sup> さらに、多様化する金融サービス事業者に対する規制が強化され、金融サービス事業者の所有者または管理人による登録と、すべての金融サービス事業者に対して代理店店舗のリスト作成が義務化された。同時に、金融サービス事業者の登録義務違反の連邦犯罪化が実施された。加えて、各州に対しても、金融サービス事業者に適用される統一法制の採択が奨励された。

一九九八年には、マネーロンダリングおよび金融犯罪対策法 (Money Laundering and Financial Crime Strategy Act of 1998) が制定され、銀行業務規制機関に対して、検査官向けの反マネーロンダリング研修の開発が求められた。また、財務省およびその他の機関に対しても、マネーロンダリングの国家戦略の策定が求められた。さらに、マネーロンダリングが蔓延している地域において、連邦、州、地方レベルでの法執行活動を集中させるために、「マネーロンダリングおよび関連金融犯罪多発地域タスクフォース (High Intensity Money Laundering and Related Financial Crime Area)」を創設することができる仕組みが導入された。このタスクフォースは、マネーロンダリングに効果的に対応するために、

地理別だけでなく、業界部門、金融機関、または金融機関のグループ別に創設することも可能とされた。

(4) 二〇〇〇年代 二〇〇〇年代のマネーロンダリング規制は、九・一一同時多発テロ事件を経て、テロ対策としての位置づけが大きくなる。その象徴的な法律が、二〇〇一年に制定された愛国者法 (Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act [USA PATRIOT Act])<sup>(27)</sup> である。同法によるテロ対策の強化項目は多岐にわたるが、その一つとしてマネーロンダリング規制の強化が図られた(同法第三章は、「国際マネーロンダリング防止および金融テロ対策法 (International Money Laundering Abatement and Anti-Terrorist Financing Act)」と呼ばれている)。同法では、テロへの資金援助が犯罪化され、顧客識別手続を強化することで既存の銀行秘密法の枠組みが強化された。また、金融機関に対しては、外国の架空銀行との取引が禁止されるとともに、デューデリジエンス手続(および外国取引先や民間銀行口座に対するデューデリジエンス手続)の強化が義務づけられた。さらに、政府機関の情報共有と金融機関の間の自発的な情報共有を求めることによって、金融機関と米政府との情報共有の改善が図られた。反マネーロンダリング・プログラムの対象がすべての金融機関に拡大され、マネーロンダリングに対する民事制裁および刑事制裁が強化された。他方、財務長官に、「重大なマネーロンダリングの懸念」が認められる管轄区域、金融機関、金融取引に対して「特別措置」を命じる権限が付与された。銀行に対しては、記録へのアクセスの有用性を高めるため、情報に関する規制機関からの要請に一二〇時間以内に対応するように義務づけられた。連邦銀行業務規制機関に対しては、銀行合併、買収、および企業結合のためのその他の申請を検討する際に、銀行の反マネーロンダリング記録を考慮するように求められた<sup>(28)</sup>。

二〇〇四年には、諜報機関改革およびテロリズム予防法 (Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act of 2004)<sup>(29)</sup> の制定により、銀行秘密法が改正され、財務長官は、マネーロンダリングやテロ資金調達との闘いを支援する



ために「合理的に必要」であると判断した場合、特定の金融機関に国境を越えた電子送金の報告を命じる規則を定めるように求められた。

さらに、二〇〇〇年代後半には、二〇〇七年に発生した世界金融危機への対策と関連する形で、マネーロンダリング対策が強化された。「近年で、最も大規模な金融改革立法<sup>(30)</sup>」と評されるドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)<sup>(31)</sup> が制定されたのである。同法では、金融規制強化の一環として、内部通報者の保護を定めた一九三三年証券取引法と二〇〇二年サーベンス・オクスリー法の対象となる通報者の範囲が拡大された。その結果、マネーロンダリング罪についても、内部通報者は、不利益禁止の効果が及ぶ対象となるとともに、財産的制裁が一〇〇万ドルを超える訴訟の場合に、徴収された罰金の一〇パーセントから三〇パーセントの金銭を受け取ることができる報奨制度の対象にも含まれることになった。なお、内部通報者については、二〇一二年に制定された内部通報者保護増進法 [Whistleblower Protection Enhancement Act of 2012]<sup>(32)</sup> によって、さらに保護の対象の拡大が図られた。

## 二 現行マネーロンダリング罪規定の枠組み

マネーロンダリングの刑事規制を定めた規定は、行為者が資金源の偽装を意図した金融取引を禁止する合衆国法典第一八編一九五六条と、行為者が、資金源の偽装を意図していたか否かに関らず、犯罪によってもたらされた一万ドルを超える財産の取引を禁止する同一九五七条という二つの規定から成る。一九五六条と一九五七条の具体的な規定内容は次のとおりである。

## 第一八編一九五六条 金融商品の洗淨

(a)

(1) 金融取引 (financial transaction) に関わる財産が、何らかの不法活動 (unlawful activity) の収益 (proceeds) を表示していることを認識し、

(A)

(i) 特定の不法活動の遂行を促進する意図、もしくは

(ii) 一九八六年国内歳入法第七二〇一条もしくは第七二〇六条の違反を構成する行為 (conduct) に従事する意図で、また  
は、

(B) 取引が、全体として、もしくは部分的に、

(i) 特定の不法活動の収益の性質 (the nature)、『所在 (the location)』、『出所 (the source)』、『所有関係 (the ownership)』、もしくは支配関係 (the control) を隠蔽もしくは偽装するために、もしくは、

(ii) 州法もしくは連邦法に基づく取引報告の要求を回避するために、  
計画されていることを認識し、

実際に、特定の不法活動の収益に関連する金融取引を実施し、または実施することを試みた者は、何人も、五〇万ドルもしくは当該取引に関わる財産の二倍のいずれか高額の方までの罰金刑、もしくは二〇年以下の拘禁刑またはその両方の刑に処せられるものとする。本パラグラフの適用上、金融取引のいずれか一つに特定の不法活動の収益が含まれ、かつ、その全部が単一の計画または準備の一部である一連の平行または従属取引であるとき、その金融取引は、特定の不法活動の収益に関連するとみなされるものとする。

(2) アメリカ合衆国内から国外へ、または国外から国内へ、

(A) 特定の不法活動の遂行を促進する意図で、または、

(B) 輸送 (transports)、『送信 (transmits)』、もしくは移転 (transfers) に関わる支払手段 (monetary instrument) もしくは

資金 (fund) が、何らかの不法活動の収益を表示していることを認識し、かつ、そのような輸送、送信もしくは移転が、全体として、もしくは部分的に、

(i) 特定の不法活動の収益の性質、所在、出所、所有関係、もしくは支配関係を隠蔽もしくは偽装するために、もしくは、(ii) 州もしくは連邦法に基づく取引報告の要求を回避するために、計画されていることを認識し、

支払手段もしくは資金の輸送、送信、もしくは移転を行い、または、輸送、送信、もしくは移転を行うことを試みた者は、何人も、五〇万ドルもしくは輸送、送信もしくは移転に関連する支払手段もしくは資金の二倍のいずれか高額の方までの罰金刑、もしくは二〇年以下の拘禁刑またはその両方の刑に処せられるものとする。(B)に定められた犯罪への適用上、被告人の認識は、法執行官が、(B)に明記された事柄が事実であると表示し、被告人のその後の発言または行為が、被告人はそうして表示された事柄が事実であると信じていたことを示しているとの証明によって立証されうる。

(3) 何人も、

(A) 特定の不法活動の遂行を促進する、

(B) 特定の不法活動の収益と信じられた財産の性質、所在、出所、所有関係、もしくは支配関係を隠蔽もしくは偽装する、または、

(C) 州法もしくは連邦法に基づく取引報告の要求を回避する

意図で、特定の不法活動の収益と表示された財産、または特定の不法活動を実施もしくは促進するために使用された財産に関連する金融取引を実施し、または実施することを試みた者は、本編に基づく罰金刑もしくは二〇年以下の拘禁刑またはその両方の刑に処せられるものとする。本号および(2)号の適用上、「表示された」という文言は、法執行官、または、本条の違反行為の捜査もしくは起訴の権限を有する連邦職員の指示を受け、もしくは許可を受けた他の者によってなされたあらゆる表示を意味する。

(b) 罰

- (1) 総論——a項1号もしくはa項3号、もしくは一九五七条に記されている取引、またはa項2号に記されている輸送、送信もしくは移転を実行し、または実行することを試みた者は、何人も、合衆国に対して、
  - (A) 取引に含まれた財産、資金、もしくは支払手段の価値、または
  - (B) 一万ドルを超えない民事罰の責任を負う。
- (2) 外国人の管轄権——外国人に対する手続の執行が、連邦民事訴訟規則または外国人が判決を言い渡された国の法律に基づき行われ、かつ、
  - (A) 外国人が、(a)項に基づいて、全体として、もしくは部分的に合衆国において行われた金融取引に関連する犯罪を実行し、
  - (B) 外国人が、合衆国の裁判所による没収命令の発効により、合衆国が所有権を有する財産を横領し、または、
  - (C) 外国人が、合衆国の金融機関に銀行口座を保持する金融機関であるとき、本条に基づいて下された判決または命じられた罰則の適用上、連邦地方裁判所は、外国の法律により認可された金融機関を含む、訴訟が提起された外国人に対する管轄権を有するものとする。
- (3) 資産に対する裁判所の権限——裁判所は、本条に基づく判決の履行のために、合衆国内において被告人によって保有されているあらゆる銀行口座、もしくは、その他の財産を確保するために必要な事実審理前差止命令を発し、または、その他の措置を講じることができる。
- (4) 連邦財産保全管理人——
  - (A) 総論——裁判所は、第九八一条もしくは第九八二条に基づく没収判決、または特定の不法活動の被害者に対する被害弁償命令を含む第一九五七条または本条a項に基づく量刑を執行するため、その所在場所にかかわらず、(B)に従い、被告人のすべての資産を徴収し、調整し、保管し、管理し、所持することができる連邦財産保全管理人を任命することができる。
  - (B) 任命および権限——(A)に記載された連邦財産保全管理人は——
    - (i) 連邦検察官または連邦もしくは州の規制当局者の申請により、当該事案について被告人を管轄する裁判所が任命でき、

- (ii) 裁判所の成員となり、連邦財産保全管理人の権限は、合衆国法典第二八編第七五四条に定められた権限を含むものとし、かつ、
  - (iii) 被告人の資産に関する情報を、
    - (I) 財務省の金融犯罪執行ネットワークから、または、
    - (II) そうした要請が司法長官の方針および手続に則っている限りにおいて、共助条約、多片的協定、もしくは国際法執行援助のための、その他の取決めに従って、外国から、  
入手するために要請書を出す、連邦検察官と同等の地位を有するものとする。
- (c) 本条の適用に際して、
- (1) 「金融取引に関わる財産が、何らかの不法活動の収益を表示していることを認識し」という文言は、第(7)号で特定されるかどうかにかかわらず、財産が、州、連邦、または外国の法律の下で重罪を構成する一定の形式(どのような形式かは問わない)の活動からの収益で形成された取引に関連していることを認識していることを意味する。
  - (2) 「行為 (conduct)」という文言は、取引の開始、完了、または、それらへの関与を含む。
  - (3) 「取引」という文言には、購入、販売、貸付、誓約、贈与、移転、配達またはその他の処分が含まれ、金融機関に関しては、預金、引出し、口座間の振替、通貨の両替、融資、与信延長、株式、保証証券、預金証書、その他の支払手段の購入もしくは売却、貸し金庫の使用、または、いかなる手段によるかにかかわらず、金融機関による、金融機関を通じた、もしくは金融機関へのその他の支払い、譲渡もしくは給付が含まれる。
  - (4) 「金融取引」という文言は、(A)その方法を問わず、(i)電信もしくはその他の手段による資金の移動に関連し、もしくは、(ii)一つ、もしくはそれ以上の支払手段に関連し、もしくは、(iii)不動産、自動車、船舶もしくは飛行機の名義変更に関連した州際もしくは外国通商に影響を与える取引、または(B)その手段もしくは程度を問わず、州際もしくは外国通商に従事しているか、またはその影響を受ける活動を行っている金融機関の使用に関連した取引を意味する。
  - (5) 「支払手段 (monetary instrument)」という文言は、(i)合衆国もしくはその他の国の硬貨もしくは通貨、トラベラーズチェック

ック、個人小切手、銀行小切手および郵便為替、または(ii)無記名形式、もしくは所有権の移転を承認するそれ以外の形式での投資有価証券もしくは流通証券を意味する。

(6) 「金融機関」という文言は、

- (A) 合衆国法典第三二編第五三二二条(a)項②号、またはその下で公布された規則に定義されている金融機関、および
- (B) 一九七八年国際銀行法(合衆国法典第二二編第三二〇一条)第一条で定義されている外国銀行を含む。

(7) 「特定の不法活動」という文言は、

- (A) 第三二編第五三章Ⅱに基づき正式起訴され得る行為を除き、本編第一九六一条(1)項に列挙されている犯罪を構成するあらゆる行為または活動、
- (B) 全体として、または部分的に合衆国において行われた金融取引に関しては、
  - (i) 規制薬物(そうした用語は、薬物規制法に定義されている)の製造、輸入、販売もしくは流通行為、
  - (ii) 謀殺、誘拐、強盗、恐喝、爆発物や火力による器物損壊、もしくは(第一六条で定義されている)暴力犯罪、
  - (iii) (一九七八年国際銀行法第一条(b)項第七パラグラフに定義されている)外国銀行による、もしくは外国銀行に対する詐欺もしくは欺罔の計画もしくは試み、
  - (iv) 公務員の贈収賄、もしくは公務員の利益のための、もしくは公務員による公的資金の流用、窃盗もしくは横領、
  - (v) 以下の品目の密輸もしくは輸出管理違反、
    - (I) 武器輸出管理法第三八条(合衆国法典第二二編第二七七八条)に基づいて制定された米国防軍需品リスト上で管理される品目、もしくは
    - (II) 輸出管理規則(連邦行政命令集第一五編七三〇条—七七四条)に基づいて規制されている品目、
  - (vi) 合衆国が、多国間条約によって、犯罪者が合衆国の領土内で発見されたとき、犯人を逮捕もしくは起訴することを義務づけられている犯罪、または、

(vii) 人身売買、子供の売買、子供の性的搾取、営利的な性行為のための子供を含む人の移送、募集もしくは蔵匿に関する外国人に対する犯罪

(C) 薬物規制法第四〇八条（合衆国法典第二二編八四八条）に定義されている、犯罪組織の継続を構成するあらゆる行為または諸行為、

(D) 本編第三二条（航空機の損壊関連）、第三七条（国際空港での暴力関連）、第一一五条（家族への脅迫または傷害による連邦政府職員に対する作用、妨害または報復関連）、第一五二条（資産の隠蔽、虚偽の宣誓および賠償請求、贈収賄関連）、第一七五c条（痘瘡ウイルス関連）、二一五条（ローンの調達に対する手数料または贈答関連）、第三五一条（議会または閣僚の暗殺関連）、第五〇〇条から五〇三条のいずれか（一定の偽造犯罪関連）、第五一三条（州および民間企業の証券関連）、第五四一条（虚偽分類による商品関連）、第五四二条（虚偽申告による商品の輸入関連）、第五四五条（合衆国への商品の密輸関連）、第五四九条（税関の保管からの商品の持去り関連）、第五五四条（合衆国からの商品の密輸関連）、第五五五条（国境トンネル関連）、第六四一条（公的資金、財産または記録関連）、第六五六条（銀行役員または従業員による窃盗、横領、または不正流用関連）、第六五七条（貸金、信販および保険機関関連）、第六五八条（農業信用機関に対して抵当権または質権設定した財産関連）、第六六六条（連邦基金を受けたプログラムに関する窃盗または贈収賄関連）、第七九三条、第七九四条もしくは第七九八条（スパイ関連）、第八三一条（核物質に関連する禁止取引関連）、第八四四条(f)項もしくは(i)項（政府財産または、州際もしくは外国通商に影響を与える財産の爆発物または火力による損壊関連）、第八七五条（州際通信関連）、第九二二条(1)項（銃器の不法輸入関連）、第九二四条(n)項（銃器売買関連）、第九五六条（外国における一定の人または財産の殺害、誘拐、損壊、もしくは傷害に関するコンスピラシー関連）、第一〇〇五条（銀行詐欺関連）、第一〇〇六条（詐欺的な連邦与信機関詐欺関連）、第一〇〇七条（連邦預金保険の取引関連）、第一〇一四条（詐欺的ローンまたはクレジット申請関連）、第一〇三〇条（コンピュータ詐欺および濫用関連）第一〇三二条（金融機関の管理人 (conservator)、管財人 (receiver)、清算機関 (liquidating agent) からの資産の隠蔽関連）、第一一一一条（謀殺関連）、第一一一四条（合衆国の法執行機関の謀殺関連）、第一一一六条（外国公務員、公賓、または国際的に保護された者の謀殺

関連)、第二二〇一条(誘拐関連)、第二二〇三条(人質関連)、第二三六一条(政府財産の故意の損壊関連)、第一三六三条(特別領海および領土の管轄権内の財産損壊関連)、第一七〇八条(郵便物からの窃盗)、第一七五一条(大統領暗殺関連)、第二一一三条もしくは第二二一四条(銀行および郵便強盗ならびに窃盗関連)、第二二五二A条(児童ポルノ関連) ここで児童ポルノの内容は、性的に露骨な行為をしている実際の未成年者の視覚的描写である、第二二六〇条(合衆国への輸入のための一定の児童ポルノの制作)、第二二八〇条(海上航行に対する暴力関連)、第二二八一一条(海上固定プラットフォームに対する暴力関連)、第二三二九条(著作権侵害関連)、第二三三〇条(偽造品やサービスの輸送関連)、第二三三二一条(合衆国国民に対するテロ行為関連)、第二三三二a条(大量破壊兵器の使用関連)、第二三三二b条(国境を越えた国際テロ行為関連)、第二三三二g条(航空機の破壊用に設計されたミサイルシステム関連)、第二三三二h条(放射線学的な拡散装置関連)、第二三三九A条もしくは第二三三九B条(テロリストに対する物質的支援提供関連)、第二三三九C条(テロ資金供与関連)、または第二三三九D条(外国テロ組織からの軍事的訓練関連)、合衆国法典第四九編第四六五〇二条、一九八八年化学移転および人身売買法の重罪の違反行為(前駆物質および精製化学物質関連)、一九三〇年関税法第五九〇条(合衆国法典第一九編第一五九〇条)(航空密輸関連)、薬物規制物法第四二二条(薬物器具の運搬関連)、武器輸出管理法第三八条(c)項(違反犯罪関連)、一九七九年の輸出管理法第一条(違反関連)、国際緊急経済権限法第二〇六条(罰則関連)、敵国との取引に関する法律第一六条(犯罪および刑罰関連)、二〇〇八年食品栄養法第十五条(補助栄養援助プログラム)の給付金詐欺関連)の五〇〇〇ドル以上の利益をもたらす数量を伴う重罪の違反行為、一九四九年住宅法第五四三条(a)項第(1)号(equity skimming 関連)のあらゆる違反行為、一九三八年外国代理人登録法のあらゆる重罪の違反行為、外国腐敗行為法のあらゆる重罪の違反行為、一九五四年原子力法第九二条(合衆国法典第四二編第二二二二条)(原子爆弾管理禁止関連)、または、二〇一六年北朝鮮制裁措置法第一〇四条(a)項(北朝鮮に関する禁止措置関連)に基づく犯罪、

(E) 連邦水質汚濁防止法(合衆国法典第三三編第二二五一条以下)、海洋投棄禁止法(合衆国法典第三三編一四〇一条以下)、船舶からの汚染防止法(合衆国法典第三三編一九〇一条以下)、飲料水安全法(合衆国法典四二編三〇〇f条以下)、もしくは、資源保護回収法(合衆国法典第四二編六九〇一条以下)の重罪の違反行為、



- (F) 連邦医療犯罪に関連する犯罪を構成するあらゆる行為もしくは活動、または、
- (G) 違反行為や関連行為に関わる絶滅危惧種または危機に瀕した種の魚もしくは野生生物、生産物、種目もしくは物質が、適用上、総額が一万ドルを超える価値を有するとき、一九七八年絶滅危惧種法第九条(a)項(1)号(A)、(B)、(C)、(D)、(E)もしくは(F)(合衆国法典第一六編第一五三八条(a)項(1)号)、アフリカゾウ保護法第二二〇三条(合衆国法典第一六編第四二二三条)、もしくは一九九四年サイおよびトラ保護法第七条(a)項(合衆国法典第一六編第五三〇五a条(a)項)に違反するあらゆる行為を意味する。
- (8) 「国家」という文言は、合衆国の諸州、コロンビア特別区、およびコモンウェルス州、準州、または領土が含まれる。
- (9) 「収益」という文言は、何らかの形式の不法活動の総収入を含む、そうした活動がもたらした、または、そうした不法活動を通じて、直接もしくは間接に獲得され、もしくは保持されたあらゆる財産を意味する。
- (d) 本条のいかなる規定も、本条項に規定されているものに加えて、刑事罰を科すまたは民事救済を付与する連邦、州またはその他の法律の条項に優先するものではない。
- (e) 本条の違反は、司法長官が指揮する司法省の成員および財務長官が指揮する財務省の成員によって、必要に応じて捜査が行われ、国土安全保障省が管轄する犯罪に関しては、国土安全保障長官が指揮する国土安全保障省の成員によって、また合衆国郵政公社が管轄する犯罪に関しては、郵政公社によって捜査が行われる。財務長官、国土安全保障長官および郵政公社のそうした権限は、財務長官、国土安全保障長官および郵政公社と司法長官が締結する合意に従って行使されなければならない。(c)項(7)号(E)に定められた犯罪を含む本条の違反行為は、司法長官が指揮する司法省の成員と環境保護庁の連邦執行調査センターによって捜査が行われる。
- (f) 本条で禁止されている行為に対する域外管轄権は、
- (1) 行為が合衆国市民によるものか、合衆国市民以外の市民の場合、その行為が部分的に合衆国内で行われるとき、および
- (2) 取引または一連の関連取引が、一万ドルを超える価値の資金または支払手段に関連するとき、
- に認められる。

(g) 金融機関への有罪判決の通知——司法長官は、金融機関または金融機関の役員、取締役、従業員が、本編本条、第一九五七条もしくは第一九六〇条または第三二編第五三二二条もしくは第五三二二四条の犯罪について有罪判決を言い渡されたとき、そうした事実に関する通知書を、適当な金融機関の規制当局に通知するものとする。

(h) 本条または第一九五七条に規定された犯罪の実行を共同謀議した者は、何人も、コンスピラシー罪の対象となる犯罪を實行した者と同様の刑罰を科されるものとする。

(i) 裁判地——

(1) パラグラフ(2)に規定された場合を除き、本条または第一九五七条に基づく犯罪に対する起訴は、

(A) 金融取引または金銭取引が行われた地区、または、

(B) 被告人が、特定の不法行為の収益を当該地区から金融または金銭取引が行われる地区に移転したときは、その特定の不法行為に対する公訴が提起された地区

(2) 本条または第一九五七条に基づく犯罪の未遂またはコンスピラシーに対する起訴は、(1)号に基づき既遂に達した犯罪に対して裁判管轄のある地区、または、未遂もしくはコンスピラシーを促進する行為が実行されたその他の地区において行うことができる。

(3) 本条の適用上、有線通信またはその他の方法による一つの場所から別の場所への資金の移転は、単一の継続的な取引を構成するものとする。取引のいずれかの部分を行為(その用語は(c)項(2)号に定義されている)した者は、何人も、取引が行われた地区において起訴される。

### 第一八編一九五七条 特定の不法活動からもたらされた財産に関する金銭取引への従事

(a) (d)項に定められた状況のいずれかにおいて、認識をもって、一万ドル以上の価値を有する、特定の不法活動からもたらされた犯罪派生財産 (criminally derived property) の金銭取引 (monetary transaction) に従事し、または従事することを試みた者は、何人も、(b)項の規定に基づき罰するものとする。

(b)

(1) (2)号に定められている場合を除き、本条に基づく犯罪に対する刑罰は、合衆国法典第一八編に基づく罰金刑、もしくは一年以下の拘禁刑またはその両方とする。犯罪が、(第六七〇条に定義されている)医薬製品の販売予備に関連するとき、当該犯罪に対する刑罰は、本項に基づく刑罰が上回る場合を除き、第六七〇条に基づく犯罪に対する刑罰と同じでなければならない。

(2) 裁判所は、(1)号に基づいて科すことができる罰金刑の代わりに、取引に関連した犯罪派生財産の額の二倍以下の罰金を科すことができる。

(c) 本条に基づく犯罪の訴追において、政府は、被告人が、犯罪派生財産をもたらした犯罪が、特定の不法活動であると認識していたことを証明する必要はない。

(d) (a)項で記された状況は、

(1) 本条に基づく犯罪が、合衆国内もしくは合衆国の特別領海および領土の管轄権内において行われるか、または

(2) 本条に基づく犯罪が、合衆国およびそうした特別管轄区域外で行われるが、被告人がアメリカ合衆国民(本編第三〇七七条に定義されているが、同条(2)号(D)に定められた区分を除く)であるときである。

(e) 本条の違反は、司法長官が指揮する司法省の成員および財務長官が指揮する財務省の成員によって、必要に応じて捜査が行われ、国土安全保障省が管轄する犯罪に関しては、国土安全保障長官が指揮する国土安全保障省の成員によって、また米国郵政公社が管轄する犯罪に関しては、郵政公社によって捜査が行われる。財務長官、国土安全保障長官および郵政公社のそうした権限は、財務長官、国土安全保障長官および郵政公社と司法長官が締結する合意に従って行使されなければならない。

(f) 本条の適用に際して、

(1) 「金銭取引」という文言は、州際もしくは外国通商における、または州際もしくは外国通商に影響を与える資金もしくは(本編第一九五六条(c)項(5)号に定義されている)支払手段の、(本編第一九五六条に定義されている)金融機関による、金融機関

を通じた、もしくは金融機関への預金 (Deposit)、引出し (Withdrawal)、口座間の振替 (Transfer)、または両替 (Exchange) を意味し、本編第一九五六条(c)項(4)号(B)に基づく金融取引にあたる取引を含む。ただし、その文言には、合衆国憲法修正第六条によって保障されている弁護権を保持するために必要な取引を含まない。

(2) 「犯罪派生財産」という文言は、犯罪から獲得した収益で構成する、または犯罪によってもたらされた収益に由来する財産を意味する。

(3) 「特定の不法活動」および「収益」という文言は、本編第一九五六条にあるこれらの用語の意味を有するものとする。

このうち、一九五六条は、①国内マネーロンダリングおよび犯罪的な手法を伴う取引への従事を内容とする「取引型マネーロンダリング」(a)項(1)号<sup>33</sup>、②国際的なマネーロンダリングおよび外国との商取引における犯罪的な金融派生商品の輸送を内容とする「輸送型マネーロンダリング」(a)項(2)号<sup>34</sup>、③捜査機関によるおとり捜査の対象となる取引を内容とする「おとり捜査型マネーロンダリング」(a)項(3)号<sup>35</sup>の三種類のマネーロンダリング罪を規定し、一九五七条は、犯罪による一万ドル以上の価値をもつ財物に関連した金融取引を内容とする「金融取引従事型マネーロンダリング」を規定している(表参照)。

(1) 取引型マネーロンダリング罪 一九五六条(a)項(1)号によって禁じられた犯罪は、禁止されている行為が金融取引そのものであることから、<sup>36</sup>一般に、取引型マネーロンダリング罪と呼ばれている。取引型マネーロンダリング罪には、①特定の不法活動の遂行を促進する意図で行われた取引<sup>37</sup>、②一九八六年国内歳入法第七二〇一条または七二〇六条<sup>38</sup>の違反を構成する行為に従事する意図で行われた取引<sup>39</sup>、③特定の不法活動の収益の性質、所在、出所、所有関係、または支配関係を隠蔽または偽装するために計画された取引<sup>40</sup>、および④州法または連邦法に基づく取引報告の要求を回避するために計画された取引<sup>41</sup>の四種類の取引が当たる。

表 マネーロンダリング罪（1956条・1957条の罪）の成立要件

		メンス・レパ		アクトゥス・レウス	
取引型	金融取引に関わる財産が、何らかの不法活動に伴う収益で形成されていることの認識	特定の不法活動の遂行を促進する意図 1986年国内歳入法第7201条または7206条の違反を構成する行為に従事する意図		特定の不法活動の収益の性質、所在、出所、所有関係、または偽装するために、関係を隠蔽または偽装するために、州法または連邦法に基づき取引報告の要求を回避するために（意図で）、	全体として、または部分的に計画的に計画されていること
		取柄が：（意図で）、	州法または連邦法に基づき取引報告の要求を回避するために（意図で）、		
輸送型	輸送、転送または移転が、	特定の不法活動の収益の性質、所在、出所、所有関係、または偽装するための要求を回避するために（意図で）、		全体として、または部分的に計画されていることの認識	アメリカ合衆国内から国外へ、または国外から国内へ、支払手段もしくは資金を輸送、転送、もしくは移転し、または輸送、転送、もしくは移転を行うことを試みること
		特定の不法活動の遂行を促進する意図			
おとり捜査型	特定の不法活動の収益と信じられた財産の性質、所在、出所、所有関係、または支配を隠蔽または偽装する意図	州法または連邦法に基づき取引報告の要求を回避する意図		特定の不法活動の収益と表示された財産、または特定の不法活動を実施もしくは促進するために使用された財産に関連する金融取引を実施し、または実施を試みること	犯罪によってもたらされた1万ドル以上の価値の財産の金融取引に従事し、または従事することを試みること（※）
		州法または連邦法に基づき取引報告の要求を回避する意図			
金融取引従事型	犯罪によってもたらされた1万ドル以上の価値の財産の金融取引に従事し、または従事することを試みること（※）				犯罪によってもたらされた1万ドル以上の価値の財産の金融取引に従事し、または従事することを試みること（※）

※ 本条に基づき犯罪が、合衆国内または合衆国の特別領海および領土の管轄権内において行われるか、またはそれ以外の場所で行われたか、被告人がアメリカ合衆国民の場合にのみ成立。

取引型マネーロンダリング罪には、銀行による取引だけでなく、合衆国内での、さまざまな種類の金銭または財物の移動をもなう取引が含まれるが、連邦法による規制という制約から、州際通商または外国通商に影響を及ぼすものだけがその対象となる<sup>(42)</sup>。したがって、「取引が、州際通商または国際通商に影響を及ぼすこと」が、犯罪成立要件となる。

(2) 輸送型マネーロンダリング罪 一九五六条(a)項(2)号は、不法活動からもたらされた収益の国際的な輸送、送信または移転に関する三つの異なる形態を「輸送型マネーロンダリング罪」として定めている<sup>(43)</sup>。ここでいう三つの形態とは、①犯罪行為を促進する意図でのアメリカ合衆国内から国外へ、または国外から国内への支払手段または資金の輸送、送信、または移転<sup>(44)</sup>、②輸送、送信もしくは移転が、特定の不法活動の収益の性質、所在、出所、所有関係もしくは支配関係を隠蔽または偽装するために、全体として、もしくは部分的に計画されていることを認識したうえでのアメリカ合衆国内から国外へ、または国外から国内への支払手段または資金の輸送、送信もしくは移転<sup>(45)</sup>、および③輸送、送信もしくは移転が、州法もしくは連邦法に基づく取引報告の要求を回避するために、全体として、もしくは部分的に計画されていることを認識したうえでのアメリカ合衆国内から国外へ、または国外から国内への支払手段または資金の輸送、送信または移転<sup>(46)</sup>である。

(3) おとり捜査型マネーロンダリング罪 一九五六条(a)項(3)号は、おとり捜査の対象となるマネーロンダリングを定めた規定である。捜査機関によって組織犯罪対策の一環として実施されるおとり捜査の有効性は広く認められているが、取引型マネーロンダリング罪や一九五六条(a)項(2)号(A)の場合を除く輸送型マネーロンダリング罪は、不法活動に關連した収益の取引であり、かつ、被告人がその事実を認識していることを成立要件としていたため、捜査機関の資金を用いたおとり捜査は、それらのマネーロンダリング罪に当たらない(したがって、おとり捜査では取り締まれない)と解されていた。そこで、一九八八年の薬物乱用規制法によって一九五六条が改正された際、(a)項に新たに(3)号が追加さ

れ、取締りの対象に、捜査機関によって、「不法活動による収益と表示された財産等に関連する金融取引」を、マネーロンダリング取引と「信じた」場合に、マネーロンダリング罪として取り締まる規定が導入された。<sup>(47)</sup>したがって、一九五六条(a)項(3)号は、マネーロンダリング罪に対するおとり捜査の根拠規定としての側面も有する。

おとり捜査では、捜査官や捜査協力者が、資金洗浄者と逆マネーロンダリング取引（違法な取引の資金源が合法であることを隠蔽または偽装した取引）を行う。一九五六条(a)項(3)号の下では、①特定の不法活動の遂行を促進する意図、②特定の不法活動の収益と表示された財産の性質、所在、出所、所有関係、もしくは支配関係を隠蔽もしくは偽装する意図、または③州法もしくは連邦法に基づく取引報告の要求を回避する意図で、法執行官等によって特定の不法活動の収益と表示された財産、または特定の不法活動を実施もしくは促進するために使用された財産に関連する金融取引を実施し、または実施を試みたときに、おとり捜査対象型マネーロンダリング罪が成立する。本条では、被告人が、問題の財産が不法活動によってもたらされたと信じていることだけで良いとされているため、おとり捜査官や捜査協力者は、おとり捜査中に、実際には犯罪によってもたらされたのではない財産を使用することができる。<sup>(48)</sup>

(4) **金融取引従事型マネーロンダリング罪** 一九五七条は、故意に、犯罪によってもたらされた一万ドル以上の価値を有する財物に関連し、かつ特定の不法活動によってもたらされた金融取引に従事し、または従事しようと試みることを禁じている。受領者が、実際に資金を両替したり、洗浄したりして、隠蔽や偽装をすることは成立要件とされておらず、違法な活動を促進または隠蔽する特別の意図を有することも要しない。むしろ、そうした資金を金融システムの中で用いること自体に焦点が当てられているといえよう。<sup>(49)</sup>このように一九五七条のマネーロンダリング罪の処罰範囲は極めて広範にわたることから、日常的な経済取引までも処罰範囲に含まれてしまうとの懸念がしばしば示されてきたが、議会が、こうした懸念に耳を傾ける気配は今のところ見られない。むしろ、広範な行為をマネーロンダリング罪の一種

型として取り込むことによつて、犯罪行為への関与の疑いのある者との日常的な商取引の抑止効果を狙っているとの理解がこれまでのところは支配的であるといえよう。<sup>(51)</sup>

一九五七条(f)項(1)号は、同条の定めるマネーロンダリングの成立要件である「金融取引」から、弁護士費用の支出など、合衆国憲法修正第六条で保障されている弁護権の保持に必要な取引を除く旨を明示している。ただし、弁護士が、マネーロンダリング罪の共同謀議に加わっていた場合は、弁護士費用の支出も、「金融取引」の成立要件を満たす。<sup>(52)</sup>

(5) 刑罰と没収 一九五六条が定める三つのマネーロンダリング罪の法定刑は、五〇万ドルもしくは当該取引に関わる財産の二倍のいずれか高額のほうまでの罰金刑、もしくは二〇年以下の拘禁刑またはその両方である。また、それらのマネーロンダリング罪に対しては、民事および刑事没収命令が下される。これに対して、一九五七条が定める金融取引従事型マネーロンダリング罪の法定刑は、合衆国法典第一八編に基づく罰金刑もしくは当該取引に関わる財産の二倍の罰金刑のいずれか高額のほうまで、もしくは一〇年以下の拘禁刑またはその両方である。本罪に対しても、刑事没収が命じられる可能性があるが、民事没収は適用できない。

具体的な量刑は、通常、事案ごとに、合衆国量刑ガイドラインに基づき決定される。合衆国量刑ガイドラインでは、宣告刑は、予め犯罪類型ごとに定められた犯罪レベルと犯罪者の前科前歴から決定される。マネーロンダリング罪の犯罪レベルは、①基本的な経済犯罪の犯罪レベルを算出する量刑ガイドライン二B・一の規定を用いて導き出されたレベルに、八を加算して導かれる結果、一七から二三となる。<sup>(53)</sup> このレベルは、他の経済犯罪に比較すれば高いが(たとえば、賄賂罪は七一・一二、インサイダー取引は八、恐喝罪(blackmail)は九)、薬物犯罪に比べれば低く(たとえば、麻薬運搬罪は二六・三八)、必ずしも犯罪の重さを十分に反映しているとはいえない。このため、合衆国量刑委員会は、一九九七年に、連邦議会に対して、量刑ガイドラインを改正し、一〇万ドル以上のマネーロンダリングの犯罪レベルの



引上げを提案した。<sup>(54)</sup>しかし、この提案は、議会の支持を受けられず、改正は実現されなかったことから、そうした現状には疑問の声も聞かれる。その結果、多くの裁判所が、犯罪レベルを上記のようなプロセスからではなく、マネーロンダリングによって洗浄された資金をもたらしただけの前提犯罪の犯罪レベルを基に算出するという、もう一つのプロセスを採用している。<sup>(55)</sup>

他方において、マネーロンダリング罪について量刑ガイドラインが適用される事例の中には、組織犯罪の資金の隠蔽ではなく、月並みな詐欺の収益を銀行に預けただけのようなものも含まれる。<sup>(57)</sup>こうした事案について、形式的に合衆国量刑ガイドラインを適用することで、宣告刑が重くなりすぎることを回避するため、判例の中には、ガイドラインを適用する前に、量刑ガイドラインの立法者意思や注釈などから、マネーロンダリング罪として想定されている行為を確認する「核心の検討 (heartland analysis)」を行い、そうした検討の結果をふまえて、量刑ガイドラインの範囲を下回る量刑を行うプロセスを採用するものも見られる。<sup>(58)</sup>

### 三 マネーロンダリング罪の成立要件

合衆国法典第一八編一九五六条と一九五七条に定められた四つのマネーロンダリング罪の成立要件は、重複する部分が少なくない。そこで、以下では、これら四つのマネーロンダリング罪の成立要件の重要なポイントを可能な限り包含する形で、①認識と②意図というメンズ・レア（主観的犯罪成立要件）、③特定の不法活動からもたらされた収益に関連した金融取引の存在というアクトウス・レウス（客観的犯罪成立要件）の三つに整理し、それぞれの具体的な内容について考察を加えることにしたい。<sup>(60)</sup>

## 一 認 識

(1) 現実の認識 四つのマネーロンダリング罪は、いずれも「認識」の存在を成立要件として明確に要求している。たとえば、一九五六条(a)項(1)号が定める取引型マネーロンダリング罪は、被告人が、「金融取引に関わる財産が、何らかの不法活動の収益を表示している」と現実に認識していることを要求する。一九五六条(c)項第(1)号は、その意味について、「財産が、州、連邦、または外国の法律の下で重罪を構成する一定の形式(どのような形式かは問わない)の活動からの収益で形成された取引に関連していることを認識していること」と規定している。もつとも、同号の規定によれば、被告人が、収益を生み出した犯罪の種類を具体的に認識することまでは要しないことになる。また、判例は、被告人が、不法活動について、軽罪ではなく重罪であると明確に認識していることも求めない<sup>(61)</sup>。

一九五七条においても、犯罪者が「認識をもって」、犯罪によって生み出された財産に関する金融取引に従事し、または従事することを試みるのが要件とされているが、その規定ぶりから、一九五六条と異なり、財産を生み出した犯罪が、重罪であることまでの認識は不要となる。また、一九五六条と同様、金融取引の際に、行為者が、財産がいかなる犯罪活動から生み出されたものかという点を認識していることまでは要しない。さらに、行為者が、取引を計画したことも成立要件ではない。

原則として、これらの認識は、状況証拠によっても立証することが可能である。たとえば、近時の判例においても、被告人が、匿名を維持するために、オフショア勘定取引を、インターネットを使用して行っていたという事実から、違法な資金源であるとの認識があったことが推認可能とされたり、麻薬の売人が、運び屋への報酬の支払いを仲間に頼んだ事実から、支払いが薬物の収益を用いてなされたとの認識があったことが推認可能とされたりしている<sup>(62)</sup><sup>(63)</sup><sup>(64)</sup>。

(2) 故意の目隠し このように取引型マネーロンダリング罪および金融取引従事型マネーロンダリング罪は、「現

実の認識」を要求している。こうした要求は、「認識しているべきであった」、あるいは「無謀に無視していた」というだけでは充足されない<sup>(66)</sup>。ただし、判例の中には、これらの「認識」の存在は、「故意の目隠し (willful blindness)」を証明することで満たされると判断したものもある<sup>(66)</sup>。その場合には、両罪の成立に必要な認識の存在を直接立証できなかったとしても、被告人が、そうした認識に至らないように、あえて事実から目を背けていたことが立証されれば、認識の要件は充足されたものとされる<sup>(67)</sup>。たとえば、二〇一四年のアドルノ・モリーナ・ケース<sup>(68)</sup>においても、「故意の目隠し」に基づく被告人の認識の認定が肯定された。本件の事実は、自動車ディーラーのファイナンシャル・マネージャーであった被告人が、麻薬密売の収益に関するマネーロンダリングのコンスピラシー罪で起訴されたというものである。第一審のプエルトリコ地区連邦地方裁判所では、裁判官によって、陪審に「故意の目隠し」を認める説示が行われ、最終的に、被告人に有罪が言い渡された。これに対して、被告人側が、「故意の目隠し」の説示を不当と主張し、控訴した。これを受けた第一巡回区連邦控訴裁判所は、①自動車の購入に身代わりの者を使っていたこと、②密売組織の車両調達係と被告人の間で、現金の受け渡しが頻繁に行われていたこと、③調達された車両が、密売組織の犯罪に関わっていたことは、マネーロンダリングのコンスピラシー罪の認識について「故意の目隠し」を用いる十分な根拠となりうる旨を述べ<sup>(69)</sup>、本件において「故意の目隠し」についての説示を行った原審を支持し、被告人の控訴を斥けた。

「認識すべきであった」、「無謀に無視した」と「故意に目隠しした」の区別は、実際のところ容易ではないとの指摘も見られる<sup>(70)</sup>。そうした場合、犯罪の成否は、最終的に、事実認定に帰すことになる。判例の傾向に従えば、その際に、「故意の目隠し」を認定するためには、自らが扱う現金や支払手段が、何らかの不法活動から生み出されたものであるという認識の存在が立証されれば足り<sup>(71)</sup>。

## 二 意 図

(1) 四つの意図 取引型マネーロンダリング罪の成立には、前述した「認識」に加えて、①特定の違法行為を促進する意図、②一九八六年国内歳入法第七二〇一条もしくは七二〇六条の違反を構成する行為に従事する意図、③特定の不法活動の収益の性質、所在、出所、所有関係もしくは支配関係を隠蔽する意図、または④州法もしくは連邦法に基づく取引報告の要求を回避する意図という四つの意図のうちのいずれか一つの存在が、合理的な疑いを超えて立証されなければならない。<sup>(72)</sup>これに対して、輸送型マネーロンダリング罪およびおとり捜査型マネーロンダリング罪の成立には、前述の四つの意図から、②一九八六年国内歳入法第七二〇一条もしくは七二〇六条の違反を構成する行為に従事する意図を除く、三つの意図のうち、いずれか一つの存在について立証が必要とされる。他方において、金融取引従事型マネーロンダリング罪は、意図を成立要件としていない。

檢察が有罪判決を勝ち取るためには、成立要件として定められている複数の意図のうち一つを立証すればよいが、同一の正式起訴の中で、複数の意図で起訴することも可能である。<sup>(73)</sup>取引型マネーロンダリング罪や輸送型マネーロンダリング罪の成立にとって、何について、どこまで意図の内容を立証する必要があるかが問題になり得る。この点に関して、被告人の身元を隠蔽する意図まで必要なわけではない。<sup>(74)</sup>また、二〇〇八年のキユラー・ケース合衆国最高裁判所判決は、<sup>(75)</sup>③と④の形態の輸送型マネーロンダリング罪の要件である「隠蔽する意図」につき、檢察は、被告人が違法な資金を合法に見せようと試みたことを立証する必要はないとする一方で、被告人が資金を隠すために相当な努力を費やしたことを明らかにしたとしても、単なる輸送中の資金を隠した以上のことを実行したと立証しなければならぬと指摘し、有罪判決を獲得するためには、輸送の目的が、資金の「性質、所在、出所、所有関係または支配関係」の隠蔽または偽装にあったことが立証されなければならないとの判断を示した。<sup>(76)</sup>同様の立証は、取引型マネーロンダリング罪においても

必要となる。<sup>(17)</sup>

(2) 非典型的取引と意図 意図以外の一九五六条の犯罪のすべての要件が満たされた場合、判例は、「取引の性質」を被告人の意図の存在を示す状況証拠として用いることがある。とりわけ、「典型的な取引」の場合には、そうした推認が用いられやすいが、典型的でない取引の場合には、そうした推認は難しくなる。<sup>(28)</sup>ただし、判例の中には、そうした推認の限定に否定的なものも見られる。たとえば、一九九一年のステラ・ケース第八巡回区連邦控訴裁判所判決は、非典型的なマネーロンダリング取引であるかどうかを重視せずに、意図の推認を認めた。本件の事実の概要は以下のとおりである。違法賭博の胴元を行っていた被告人は、その収益を、親族が経営するレストラン名義の銀行口座に貯金していた。このため被告人は、違法賭博罪等と併せて、取引型マネーロンダリング罪で起訴され、ミズリー西部地区連邦地方裁判所で有罪を言い渡された。被告人は、レストランの売上げと一緒に預金していなかったことから、そうした形での違法な収益の貯金は、典型的なマネーロンダリング取引ではないため、そこから資金を隠蔽する意図の存在を推認することはできないと主張して控訴した。これに対して、第八巡回区連邦控訴裁判所は、「レストランの収益が口座に入金されていれば、不法にもたらされた収益が隠されている可能性はもつと高くなつたかもしれないが、法は、陪審に、被告人が収益をうまく洗浄したことを判断するように求めているわけではない。陪審は、被告人が収益を隠すことを意図していたと判断するだけで良い」と述べ、被告人の主張を斥け、控訴を棄却した。<sup>(30)</sup>

(3) 移転意図の原理 意図の推認において、最も批判されている法理が、「移転意図の原理 (doctrine of transferred intent)」である。移転意図とは、意図していた行為者の心理状態を、意図していなかった行為者の心理状態に移転することによって、犯罪意図の存在を肯定する法理で、一六世紀にイギリスのコモン・ローにおいて確立したとされる。<sup>(32)</sup>一般的に、移転意図の原理が用いられる場面としては、殺害を意図して発砲したところ、意図した客体とは

異なる客体に命中し、死亡させたようなケースであるが、マネーロンダリング罪との関係では、取引を計画していない被告人が、計画者の意図に基づいて有罪判決を受けることを可能にすることを意味する。<sup>(83)</sup> 意図という成立要件の大幅な弛緩につながりかねないだけに、これまでも、被告人の弁護人によって、移転意図の原理の採用は、一九五六条を違憲的に曖昧にするとの抗弁が展開されてきたが、こうした抗弁を支持する判例は見当たらない。<sup>(85)</sup> ただし、判例の中には、そもそも一九五六条は、マネーロンダリング罪の成立要件に移転意図の原理を採用していないとするものも存在する。<sup>(86)</sup>

### 三 特定の不法活動の収益に関連した金融取引

一九五六条のアクトウス・レウスは、(a)項(1)号では、「特定の不法活動の収益」に関連した金融取引、同(2)号では、何らかの不法活動の収益を表した支払手段や資金の輸送など、同(3)号では、特定の不法活動の収益を表した財産に関連した金融取引である。<sup>(87)</sup> これに対して、一九五七条のアクトウス・レウスは、犯罪によってもたらされた一万ドル以上の価値の財産の金融取引である。

(1) 「不法活動」 ここでいう「不法活動」の具体的な内容は、一九五六条(c)項(7)号に定義されている。同号には、薬物犯罪にとどまらず、多種多様な犯罪が、一九五六条の下で、「不法活動」を構成する犯罪としてリストアップされている。犯罪のリストは、制定当初から次第に追加され、現在では、薬物犯罪以外のものが多数含まれ、さらには、組織犯罪の資金源の遮断というマネーロンダリングの立法趣旨とは無縁のものも数多く盛り込まれている。被告人が、マネーロンダリング罪と同時に、不法活動である「前提犯罪」でも起訴された場合、刑が重い方の罪に軽い方の罪が吸収され、独立に処罰されないという「犯罪の吸収 (merger of offences)」の問題が生じる可能性がある。しかし、たとえ、吸収を認めるべき事案につき、両方の犯罪で有罪判決を受けたとしても、それが被告人にとって過度な宣告刑の引上げ

につながる場合には、妥当性を失うこと<sup>(88)</sup>はない。

(2) 「金融取引」 また、一九五六条(a)項(1)号および(3)号は、それぞれの号に定めるマネーロンダリング罪の成立に、「金融取引」の存在を要求する。ここでいう「金融取引」の意義については、一九五六条(c)項(4)号は、「方法もしくは程度を問わず、①電信もしくはその他の手段による資金の移動に関連し、もしくは②一つもしくはそれ以上の支払手段に関連し、もしくは③不動産、自動車、船舶もしくは飛行機の名義変更に関連した州際もしくは外国通商に影響を与える取引」、または「その方法もしくは程度を問わず、州際もしくは外国通商に従事しているか、それらに影響を与える活動を行っている金融機関の使用に関連した取引」と定義している。また、同様に、同条(c)項(3)号は、「取引」の意義についても、「購入、販売、貸付、誓約、贈与、移転、配達またはその他の処分が含まれ、金融機関に関しては、預金、引出し、口座間の振替、通貨の両替、融資、与信延長、株式、保証証券、預金証書、その他の支払手段の購入もしくは売却、貸し金庫の使用、または、いかなる手段によるかにかかわらず、金融機関による、金融機関を通じた、もしくは金融機関へのその他の支払い、譲渡もしくは給付が含まれる」と規定している。

一九五七条も、同様に、「金融取引」が成立要件とされており、同条(f)項(1)号で、その意義について「州際もしくは外国通商における、または州際もしくは外国通商に影響を与える、資金もしくは支払手段の、金融機関による、金融機関を通じた、もしくは金融機関への預金、引出し、口座間の振替、または両替」と定義されている。また、その文言には、「合衆国憲法修正第六条によって保証されている弁護権を保持するために必要な取引を含まない」旨も定められている。これまでの立法の変遷を確認すれば、議会が、あらゆる資金の振替や交付を金融取引とすることを望んでいるとは考えられないが、判例は、緩やかな認定によって「金融取引」の範囲を幅広く認めてきた。ここでいう「金融取引」は、銀行や金融機関との取引に限定されるものではない。二当事者間の受渡しも、一九五六条の定める「金融取引」に

該当する。

もちろん、単なる財産の移動の中には、「金融取引」への該当性が否定されるものもある。たとえば、多くの判例は、財産の処分なしに薬物犯罪の収益を輸送または受領するだけでは、一九五六条(c)項(4)号に基づく「金融取引」を構成しないと解している。<sup>(89)</sup>

(3) 収益の範囲 一九五六条(a)項(1)号から(3)号までのすべての犯罪の成立要件となっている「収益」の意義を、判例は広く解し、①被害弁償に応じて裁判所に開示すべきであった自動車の売却益<sup>(90)</sup>、②盗品のダイヤモンド<sup>(91)</sup>、③麻薬密売の収益で購入した不動産<sup>(92)</sup>、④盗んだ金銭で支払われた家賃などを、そこに含めてきた。立法当初、一九五六条には、「収益」の定義は規定されていなかった。このため、「収益」という文言が、特定の不法活動の総収入を意味するのか、それとも、純利益を意味しているのかが必ずしも明らかでなく、長年、この点に関する下級審判例の判断は分かれていた。<sup>(94)</sup>

そうした中で、二〇〇八年のサントス・ケース<sup>(95)</sup>において、合衆国最高裁判所は、五対四で、「収益」の意義が曖昧であるとし、「寛大な措置のルール (rule of lenity)」に則り、「収益」の意義を、総収入ではなく純利益と解するとの判断を下した。そこで、連邦議会は、二〇〇九年に詐欺執行および改善法 (Fraud Enforcement and Recovery Act of 2009) を制定し、一九五六条(c)項に(9)号を追加し、「収益」を、「何らかの不法活動の総収入を含む、そうした不法活動がもたらした、または、そうした不法活動を通じて、直接もしくは間接に獲得され、もしくは保持されたあらゆる財産」と定義する規定をおいた。ただし、こうした立法措置によって、サントス・ケース判決の判例としての意義が失われたかどうかについて、下級審では、なお異なる理解が示されている。<sup>(96)</sup>

(4) 収益と不法活動の関係 収益とそうした収益をもたらした不法活動との関係については、判例上も、明確でな



い点が残されているが、基本的には、ひとたび「収益」としての性質を帯びた金銭や支払手段は、時の経過によって、主観的に、被告人が、「収益」であったという認識を欠くに至っていた場合はもちろん、客観的に、不法活動に当たたる当該犯罪が時効を迎えた後も、「収益」としての性質は維持される（したがって、不法活動に当たたる犯罪が時効を迎えた後も、マネーロンダリング罪は成立し、刑事責任を問われうる）。

不法活動との関係で、いかなる時点から「収益」としての性質を有するかについて、控訴審レベルの判例には対立が存在する。一九五六条の罪に関して、判例の中には、資金洗浄活動が行われるよりも以前に、犯罪によって収益がもたらされていなければならない（前提となる犯罪は完了していなければならない）と解するものがある<sup>(97)</sup>。こうした理解によれば、資金洗浄のための金融取引が行われる時点で、「収益」をもたらす不法活動が完了していなければ、一九五六条の罪は成立しないことになる。しかし、他方において、「収益」をもたらす不法活動と「収益」の資金洗浄の時間的な前後関係を重視しない判例も少なくない。後者の判断を採用した判例として、一九九六年のアレン・ケース第五巡回区連邦控訴裁判所判決<sup>(98)</sup>がある。

本件では、コンサルタントに資金を支払うように銀行で手配し、コンサルタントからキックバックを受け取ったり、ローンを組むように銀行に手配し、借り主から報酬を受け取ったりしていた銀行の支店長であった被告人らが、それらの犯行に際して行った銀行の取引が、一九五六条(a)項(1)号(B)(i)のマネーロンダリング罪に当たるとして起訴された。被告人らは、「被告人が銀行に無断で資金を受け取るまで不法活動は行われておらず、それゆえ、コンサルタントへの資金の支払いや借り主からのキックバックの受取りは、一九五六条で起訴するには早すぎる」と主張したが、判決では、本件の各取引の資金は、金銭が銀行のコントロールから外れ、または、コンサルタントや借り主の銀行口座に入金された瞬間に「収益」となり、その時点で銀行に対する詐欺は完了しており、その後、コンサルタントや借主が被告人に

資金を送ったかどうかは関係ないとして、被告人らの主張は斥けられ、マネーロンダリング罪の成立を認めた原判決が支持された<sup>(10)</sup>。同様に、一九九八年のマカリウス・ケース第七巡回区連邦控訴裁判所判決においても、郵便詐欺罪との関係で、同罪の計画は、郵送が行われるよりかなり前の段階で収益を生み出すことがありえることから、郵送を行う以前にもたらされた利益も、「収益」に含むという判断が示された<sup>(11)</sup>。これらの判断に従えば、複合的な構造で成り立っている犯罪が既遂段階に至るよりも以前に生み出された金銭なども、「収益」に当たると可能性が認められることになろう<sup>(12)</sup>。これに対して、一九五七条の罪との関係では、判例は、一貫して、前提となる犯罪が完了していることを要するとの立場を支持している<sup>(13)</sup>。こうした相違は、マネーロンダリングの客体について、一九五六条は、「特定の不法活動の収益」と緩やかに定めているのに対して、一九五七条が、「犯罪によってもたらされた一万ドル以上の価値の財産」と比較的制限的に規定していることに起因するものと思われる。

(5) 混合財産における「収益」等の特定 不法活動によってもたらされた「収益」が、適法に獲得された金銭や支払手段と混ざっても、「収益」としての性質は失われ<sup>(14)</sup>ない。合法的な資金と混然一体となっている場合、検察は、一九五六条の罪の立証に当たって、「収益」を具体的に特定することまでは求められず、取引に関連した資金の一部が違法収益で形成されていることを立証すれば足りる<sup>(15)</sup>。たとえば、被告人が、口座に特定の不法活動からもたらされたのではない資金も含まれていたことを根拠に、取引型マネーロンダリング罪は成立しないと主張した一九九一年のジャクソン・ケース第七巡回区連邦控訴裁判所判決では、①一九五六条は、金融取引が、不法活動の収益に「関連する」ことと規定するにとどまっておき、「資金が、部分的に、特定の不法活動からもたらされたに過ぎない取引に関連するとき」も、同条の罪の成立は認められる点<sup>(16)</sup>、②立法者である連邦議会も、単に、他の資金と混じり合っていたことが証明されただけで、マネーロンダリング罪の被告人が無罪になるとは考えていなかったはずである点を根拠に、被告人の主張を斥け、

被告人をマネーロンダリング罪で有罪とした原判決を維持した。

したがって、現在の判例上、不法活動によってもたらされた資金とそれ以外の資金が混じり合っている場合には、①被告人が、不法活動からもたらされた収益に関連する行為に従事していたこと、および②合法的な収入源だけでは、全資金の出所の説明がつかないことを立証すれば足りると解されている<sup>(11)</sup>。判例の中には、合法的な収入源が不足しているという証拠があれば、収益が違法な源泉からもたらされた可能性があるとこの陪審の推測を支持するものもある<sup>(12)</sup>。

他方において、一九五七条の場合に、一万ドル以上の犯罪収益とそれ以外の財産が混じり合った口座の中から「汚れた資金」を特定することが必要かどうかについて判例の理解は分かれている。たとえば、一九九二年のジョンソン・ケース第一〇巡回区連邦控訴裁判所判決<sup>(13)</sup>では、汚れた資金とクリーンな資金が一緒に収められていた被告人の銀行口座の約五五〇万ドルのうち、一二〇万ドル分について違法な活動を特定できなかったが、被告人は、一八〇万ドルを口座から引き出した点につき、マネーロンダリング罪で起訴された。検察は、一八〇万ドルの全額が、必然的に違法にもたらされた資金であるとは立証できなかった。それでも、第一〇巡回区連邦控訴裁判所は、検察には、資金が、合法的な活動でもたらされた可能性がないことを立証する必要はないと述べ、被告人に有罪を言い渡した原判決を維持した<sup>(14)</sup>。本判決と同様のアプローチは、他の巡回区連邦控訴裁判所でも支持されている<sup>(15)</sup>。

しかしながら、一九九七年のラトガード・ケース第九巡回区連邦控訴裁判所判決<sup>(16)</sup>では、正反対の判断が示された。本件の事実の概要は、眼科クリニックを開業していた被告人が、頻繁に不正な医療保険の支払い請求を行い、保険金を受け取り、受け取った保険金を自らの口座に送金していたというものである。被告人は、医療保険詐欺と同時に、一九五七条の罪でも起訴された。第一審のカルフォルニア南部連邦地方裁判所は被告人に一九五七条の罪の成立を認めただけで、被告人の控訴を受けた第九巡回区連邦控訴裁判所は、「検察は、医療保険詐欺で送金された資金を特定する必

要がある」として現判決を破棄した。本判決は、二重のメンズ・レアが定められている一九五六条の罪と認識のみがメンズ・レアとして要求される一九五七条との構造の違いを強調した<sup>(17)</sup>。また、本判決は、次の二つの点で、前述のジョン・ケース第一〇巡回区連邦控訴裁判所判決のアプローチが立法の目的を妨げていると指摘し、同アプローチの採用を否定した。第一に、資金の出所を隠すために、金銭を混ぜてしまおうのであれば、検察官は、その行為を一九五六条の罪で起訴することができる。第二に、違法にもたらされた資金が一万ドル以上あれば、適法にもたらされた資金と混ぜていたとしても、一九五七条の罪を構成する<sup>(18)</sup>。

(6) 州際通商等への影響 合衆国法典第一八編一九五六条および一九五七条のマネーロンダリング罪が成立するには、関連する金融取引が、州際通商等に影響を及ぼさなければならず、「州際もしくは外国通商に従事しているか、または影響を及ぼす金融機関」に関わるものでなければならぬ。この成立要件は、連邦管轄権が認められるために必要となる<sup>(19)</sup>。したがって、州際通商等に影響を及ぼすことが立証できなければ、たとえ組織犯罪の収益を隠蔽するための金融取引であることが明らかであっても、連邦法の適用範囲外となり、一九五六条または一九五七条の罪での起訴はできない。

ただし、判例は、この要件が満たされるためには、州際通商等へのわずかな影響が認められれば足りると解してきた<sup>(20)</sup>。たとえば、①共同謀議者の現金預金の矯正職員への支払い<sup>(21)</sup>、②州外の会社との貸付契約に違反した貨幣の送金<sup>(22)</sup>、③自動車の購入<sup>(23)</sup>、④盗品である宝飾品の購入<sup>(24)</sup>、⑤ショッピングモールの建設への投資<sup>(25)</sup>、⑥連邦保証金融機関に貯蓄された資金の取引<sup>(26)</sup>、⑦小切手や郵便為替による取引<sup>(27)</sup>、⑧薬品の原料の輸送<sup>(28)</sup>、⑨犯罪組織のリーダーへの現金供与などで、州際通商等に影響があるとして連邦の管轄権が肯定されている。

(7) 取引の個数と犯罪の個数

複雑なマネーロンダリングのスキームの中には、さまざまな州や国の多くの金融機

関や非金融機関が関わるものもある。そうしたスキームの中には、犯罪収益が、多数の機関の介在を経て、最終的に意図された目的地に達するものもある。そうした取引のそれぞれが州際通商または外国通商に影響を与える場合、一つの移送や預金が、別個の犯罪を構成するものとして起訴されることもある。

#### 四 マネーロンダリング罪の抗弁

マネーロンダリング罪で起訴された被告人が用いる抗弁の中で、本罪に固有の特徴を有するのが、①違憲的なあいまいさ、②二重の危険、③憲法上の不許容という三つの主張である。ただし、これらの主張が、抗弁として認められる例はほとんど見当たらない。

##### 一 違憲的なあいまいさ

「取引型マネーロンダリング罪」や「輸送型マネーロンダリング罪」は、何らかの不法行為によってその者の資金が取得されたことを「認識する」のに要求される知識レベルが示されていない。そこで、「取引型マネーロンダリング罪」や「輸送型マネーロンダリング罪」で起訴された被告人たちは、同条の規定における「認識」の意義が曖昧であるとして争ってきた。これに対して、判例は、法がどのような行為を禁じているかを被告人が理解するのに十分な内容が定められていることを根拠に、こうした主張を一律に斥けてきた。<sup>(10)</sup>

## 二 二重の危険

「特定の不法活動」という成立要件を前提に、被告人側から申し立てられる可能性があるもう一つの抗弁が、二重の危険である。マネーロンダリングに該当する行為が、別の刑罰法令にも抵触した場合、二重評価を禁じた合衆国憲法修正第五条に抵触し、違憲であると主張される。また、これとは別に、一個の取引が、「取引型マネーロンダリング罪」と「輸送型マネーロンダリング罪」の両方の成立要件に該当する場合に、両罪での起訴についても、二重の危険に当たるとの抗弁が申し立てられることがある。この点に関する判例の立場は明確ではない。たとえば、一九九九年のジビ・ケース第二巡回区連邦控訴裁判所判決は、二つの起訴事実が、一つの取引に基づくことは二重の危険に当たるとして、一九九〇年のグレディ・ケース合衆国最高裁判所判決が採用した、二重評価に当たるかどうかを、事実を基礎に判断する「同一行為 (same conduct) テスト」を採用し、両罪の成立を認めた原判決を破棄した。<sup>(13)</sup>しかし、その後、一九九三年のデイクソン・ケース合衆国最高裁判所判決で、同一行為テストが否定されたのを受け、二重評価に当たるかどうかを、成立要件を基礎に判断する「同一要件 (same elements) テスト」を採用する判例が登場している。<sup>(14)</sup>同一要件テストによれば、一個の行為について、「取引型マネーロンダリング罪」と「輸送型マネーロンダリング罪」の両方の成立する余地が認められることになる。

## 三 憲法上の不許容

州際通商条項の下での議会の権限の範囲を縮小し、規制の対象となる行為が、①「経済的活動」(economic activity)であり、かつ②州際通商に対して実質的な関係 (substantial relation) をもつか、または実質的な影響を及ぼす (substantially affect) もので行われなければならないとした一九九五年のロベズ・ケース合衆国最高裁判所判決をふま

えて、被告人たちは、マネーロンダリング罪を定めた規定を制定する権限は、議会に許容されていないと主張してきた。たとえば、一九九八年のオーウェンス・ケース第六巡回区連邦控訴裁判所判決<sup>(18)</sup>では、被告人が、州際通商に実質的な影響を及ぼさなければ、犯罪的事業の領域を規制することは、通商条項に基づく議会の権限から外れることから、そうした規制に当たるマネーロンダリングの規制は、連邦議会にはできないと主張したのに対して、連邦法によって保証された銀行の利用や国境を越えた金銭の移送が州際通商との十分な連関を生み出すと判示し、被告人の控訴が斥けられた。他の巡回区においても、同旨の判断が下されている。<sup>(19)</sup>

## 五 むずび

薬物犯罪対策の一環として、その収益の隠蔽や偽装を防ぐ目的で始まったマネーロンダリングの刑事規制は、その後、組織犯罪の多様化に伴い、対象となる前提犯罪を拡大させていった。その結果として、アメリカ合衆国では、犯罪組織だけでなく、多くの通常の犯罪の収益についても、その隠蔽や偽装に対して、マネーロンダリング罪が適用可能となった。さらに、九・一一同時多発テロ事件以降、テロ対策としての色彩も強まり、マネーロンダリング罪の果たす役割は大きくなるばかりである。経済犯罪との戦いの真っ只中にある檢察は、コンスピラシー罪、郵便・通信詐欺罪、R I C O法と並ぶだけの威力をもった武器を新たに獲得したともいえよう。その意味では、判例上、マネーロンダリング罪の積極的な適用が支持される一方で、単なる「マネーロンダリング罪の前提犯を加重処罰するための道具」にならないような「歯止め」が、さまざまな成立要件の解釈においてかけられていることにも注目すべきであろう。

ただし、テロの脅威がおさまる気配を見せず、二〇〇七年の金融恐慌以後、ますます広がる社会格差を前に、ウオー

ル街に対する社会の目が厳しさを増す現在のアメリカ合衆国で、マネーロンダリング規制のタガが緩むことは今後も想定しがたい。そうした中で、テロ活動の資金を含む不法資金の洗浄・送金の多くで、金融機関が利用されることから、アメリカ合衆国では、金融機関を、反マネーロンダリングの防御網の最前線として位置づけてきた。ところが、そうした金融機関による反マネーロンダリングの取組みが一向に功を奏せず、網の目を潜り抜けるようにマネーロンダリングが行われ続ける状況にいら立ちを強めた法執行機関は、その怒りの矛先を金融機関内の上級幹部ら個人に向けつつあると指摘される<sup>13)</sup>。本稿でも考察したように、マネーロンダリング罪の成立には認識や意図というメンズ・レアが要求されるが、他方では、従来より、「故意の目隠し」の法理が採用されているだけに、そうした指摘が事実であれば、そのインパクトは決して小さくない。今後、金融機関の経営者たちは、マネーロンダリング罪の予防のために、コンプライアンス・プログラムの実施に一層励むことになろう。

他方、アメリカ合衆国のマネーロンダリング罪は、その適用範囲の拡大に向けた、度重なる立法上の措置を講じてきたが、その結果として、マネーロンダリング罪の取締りの実態は、薬物犯罪や組織犯罪対策とは大きくかけ離れ、単に経済犯罪の重罰化の手段として活用されている面が存在することは否定できない。このように法執行機関による積極的なマネーロンダリング罪の活用がもたらしているのは、刑の加重にとどまらず、民事没収と刑事没収という強力な量刑上の選択である。「新たなRICO法」<sup>14)</sup>または「RICO法を超えた存在」<sup>15)</sup>としての法執行機関の活用には疑問の声も上がっており、今後の展開が注目されるところである。

クラウド・ファンディング<sup>16)</sup>や仮想通貨ビット・コインで採用されたブロックチェーン（分散型台帳技術）<sup>17)</sup>といった新たな金融テクノロジーの普及により、マネーロンダリング規制は、新たなステージを迎えている。そうした中で、マネーロンダリング規制の先進国であるアメリカ合衆国が、どのような対応を見せるのか、その動向からは、今後目を見



す」ことができた。

- (1) PRESIDENT'S COMMISSION ON ORGANIZED CRIME, INTERIM REPORT TO THE PRESIDENT AND THE ATTORNEY GENERAL, THE CASH CONNECTION: ORGANIZED CRIME, FINANCIAL INSTITUTIONS, AND MONEY LAUNDERING 84 n.4 (1984).
- (2) *Id.* at 7.
- (3) UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY, FINANCIAL CRIMES ENFORCEMENT NETWORK, HISTORY OF ANTI-MONEY LAUNDERING LAWS, retrieved Aug. 25, 2017 from [http://www.fincen.gov/news\\_room/aml\\_history.html](http://www.fincen.gov/news_room/aml_history.html).
- (4) See, e.g., Scott Sultzer, *Money Laundering: The Scope of the Problem and Attempts To Combat It*, 63 TENN. L. REV. 143, 148 (1995).
- (5) 「マネーロンダリングの規制強化は、法執行機関による違法薬物の取引そのものの取締りが失敗に帰したために起因すると思われる。寧ろ、薬物の取引そのものには資金がある。資金の流れを止めなければ、薬物の流れは止まらなくなる」(Depository Institution Money Laundering Amendments of 1990: Hearing Before The Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, United States Senate, 101st Cong., 2d Sess. 7 (1990) (statement of Senator Helms))との認識が高まり、マネーロンダリングの規制に力が注がれたことの結果 (PAMELIA H. BUCK, WHITE COLLAR CRIME CASE AND MATERIALS 129 (1992))。また、マネーロンダリング規制の起源として「一九四〇年代から一定の資金洗浄者を「薬物犯罪の共犯者」としてコンストラクター有罪判決を許容していた判例の存在を指摘するものとして、Maura E. Fenningham, *A Full Laundering Cycle is Required: Plowing Back the Proceeds to Carry on Crime is the Crime under 18 U.S.C. §1956 (a) (1) (A) (i)*, 70 NOTRE DAME L. REV. 891, 895 (1995)。
- (6) Andreas Rueda, *International Money Laundering Law Enforcement & the USA Patriot Act of 2001*, 10 MSU-DCT. J. INT'L L. 141, 141-2 (2001); see also Jeffrey R. Boles, *Financial Sector Executives as Targets for Money Laundering Liability*, 52 AM. BUS. L.J. 365, 365 (2015); Kavita Narayan, *Combating India's Heroin Trade through Anti-Money Laundering Legislation*, 21 FORIDAM INT'L L.J. 2014 (1998)。
- (7) See, e.g., Ronald K. Noble & Court E. Golumbic, *A New Anti-Crime Framework for the World: Merging the Objective and Subjective Models for Fighting Money Laundering*, 30 N.Y.U. J. INT'L L. & POL. 79, 90-91 (1998); John McDowell & Gary Novis, *The Consequences of Money Laundering and Financial Crime*, 6 ESON. PERSP. 6, 6 (2001); Kathleen A. Lacey & Barbara Crutchfield George, *Crackdown on Money Laundering: A Comparative Analysis of the Feasibility and Effectiveness of Domestic and Multilateral Policy Reforms*, 23 NW. J. INT'L L. & BUS. 263, 268-69 (2003); Mariano-Florentino Quejál, *The Tenuous Relationship Between the Fight against Money Laundering and the*

*Disruption of Criminal Finance*, 93 J. Crim. L. & Criminology 311, 320 (2003).

- (8) 本稿が着目するアメリカ合衆国による独自のマネーロンダリング規制の取組みと並行して、国際協調による取組みも積極的に展開されている。とくに、薬物犯罪の収益などを没収するために必要な措置を講じるように批准各国に義務づけた「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(一九八八年採択)とマネーロンダリング対策における国際協調のために設立された政府間合、金融作業部会(FATF)も重要な役割を果たしていると言えよう。「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」については、登里輝男「麻薬犯罪取締りのための国連麻薬新条約『国連麻薬及び向精神薬の不正取引防止条約』①―⑤」警察学論集四二巻四号(一九八九)四〇―四六頁、同四二巻五号(一九八九)一四二―一五三頁、同四二巻六号(一九八九)九一―一四頁、同四二巻七号(一九八九)一一〇―一三六頁、同四二巻八号(一九八九)二二―三三頁、押切謙徳「麻薬新条約について」判例タイムズ六九三号(一九八九)三八―四五頁、森下忠「国連の麻薬新条約と没収」法曹時報四二巻三三号(一九九〇)四五七―四九二頁、藤田昇三「薬物犯罪について―麻薬新条約の概要」罪と罰二七巻三三号(一九九〇)六一―四頁などを参照。また、FATFについては、谷口清作「FATF(金融活動作業部会)による国際的マネー・ロンダリング対策について」警察学論集五四巻六号(二〇〇一)一七九―一九四頁、同「FATF(金融活動作業部会)による国際的マネー・ロンダリング対策について」警察政策研究六号(二〇〇二)三六一―四四頁、志賀櫻「FATFはマネー・ロンダリングにどう対処してきたのか」金融財政事情六四巻四一―四二頁(二〇〇三)六〇―六五頁、尾崎寛「マネー・ロンダリング規制の現在、過去、未来(1)八九年アルシユ・サミットから始まった国際包囲網」金融財政事情六〇巻四四号(二〇〇九)三五―三九頁など参照。
- (9) アメリカ合衆国のマネーロンダリング罪について論じた邦語文献として、芝原邦爾①『経済刑法研究・下巻』(有斐閣、二〇〇五年)五〇―一五三頁、同②「アメリカ合衆国におけるマネーロンダリング罪」法律時報六二巻一三三―一三九号(一九九〇)二〇八―二二三頁、桐原弘毅「米国のマネーロンダリングの取締り―警察政策研究創刊号(一九九七)五七―七〇頁、高月昭年「マネーロンダリングと米国の対応」国際金融一〇四四号(二〇〇〇)九二―九六頁、上田正文「諸外国におけるマネーロンダリングの概要(上)」警察学論集四三巻四号(一九九〇)五一―五三頁を参照、本庄資「米国内マネーロンダリング」(税務経理協会、二〇〇六)を参照。また、邦訳書として、ロバート・E・ボウイス(正慶孝訳)『不正資金洗浄(七・下)』(西村書店、一九九三)、ジェフリー・ロビンソン(平野和子訳)『マネーロンダリング』(三田出版会、一九九六)がある。
- (10) アメリカ合衆国のマネーロンダリングの歴史を紹介する邦語文献として、尾崎寛「マネロン対策先進国」アメリカの取組み①・②「金融財政事情六〇巻四六号(二〇〇九)六一―六四頁、同六〇巻四七号(二〇〇九)四六―五〇頁がある。
- (11) Pub. L. 91-508, 84 Stat. 1114, Oct. 26, 1970.

- (12) United States v. Miller, 425 U.S. 435 (1976).
- (13) See also California Bankers Association et. al. v. Shultz, 416 U.S. 21 (1974). 本判決を紹介する邦語文献として、塚本重頼「一九七〇年銀行秘密法の合憲性」国際商事法務三卷七号（一九七五）一一一―一二五頁を参照。
- (14) *Miller*, 425 U.S. at 436.
- (15) PRESIDENT'S COMMITTEE ON ORGANIZED CRIME, *supra* note 1.
- (16) United States v. First Nat'l Bank of Boston, Cr. No. 85-82 (D. Mass. Feb. 7, 1985). See also James Stengold, *Notices to Boston Bank Chief (Feb. 23, 1985)*, retrieved Aug. 25, 2017 from <http://www.nytimes.com/1985/02/23/business/notices-to-boston-bank-cited.html?mcubz=3>
- (17) Matthew S. Morgan, *Money Laundering: The American Law and Its Global Influence*, 3 NAT'L & BUS. REV. AM. 24, 28-29 (1997).
- (18) Pub. L. 98-473, Title II, Oct. 12, 1984.
- (19) Pub. L. 100-690, Nov. 18, 1988.
- (20) 一九九二年の合衆国量刑委員会による研究によれば、その年にマネーロンダリング罪の量刑が行われた事案の四〇パーセントが、麻薬取引とは無関係のソフトウェア犯罪に関するものであった (Robert G. Morvillo & Barry A Bohrer, *Checking the Balance: Prosecutorial Power in an Age of Expansive Legislation*, 32 AM. CRIM. L. REV. 137, 145 (1995).)。° See also Jonathan H. Hecht, *Airing the Dirty Laundry: The Application of the United States Sentencing Guidelines to White Collar Money Laundering Offenses*, 49 AM. U. L. REV. 289, 293-300 (1999).
- (21) Stephen Jeffrey Weaver, *Modern Day Money Laundering: Does the Solution Exist in an Expansive System of Monitoring and Record Keeping Regulations?*, 24 ANN. REV. BANKING & FIN. L. 443, 448 (2005).
- (22) Pub. L. 102-550, 106 Stat. 4044, Oct. 28, 1992.
- (23) Cuellar, *supra* note 7, 362-63.
- (24) Pub. L. 103-325, 108 Stat. 2243, Sept. 23, 1994.
- (25) Ratzlaf v. United States, 510 U.S. 135 (1994).
- (26) 31 U.S.C. § 5324 (2016).
- (27) Pub. L. 107-56, § 302, 115 Stat. 272, 296-97, Oct. 26, 2001.
- (28) Paul Fagyal, *The Anti-Money Laundering Provisions of the PATRIOT Act: Should They be Allowed to Sunset?*, 50 ST. LOUIS L.J. 1361, 1361-

- 95 (2006); Eric J. Gouvin, *Bringing Out the Big Guns: The USA PATRIOT Act*, 55 *BAYLOR L. REV.* 955, 955-90 (2003); Rueda, *supra* note 6, at 141-203. また、愛国者法におけるマネーロンダリング罪対策の強化について紹介した邦語文献として、清水隆雄「テロ対策の決議と法案」ジュリスト 二二三号 (二〇〇二) 二三〇頁、尾崎寛②・前掲注(10) 四六―五〇頁、岡崎正江「米国内閣蔵入庁におけるマネー・ロンダリングへの取組」税大ジャーナル五号 (二〇〇七) 二二二―二二八頁がある。
- (62) Pub. L. 108-458, 118 Stat. 3638, 3748, Dec. 18, 2004.
- (63) Alexander Egbert & Lizet Steele, *Money Laundering*, 53 *AM. CRIM. L. REV.* 1525, 1549 (2016).
- (64) Pub. L. 111-203, 124 Stat. 1381, July 21, 2010. ヌムム＝フランタ・ウォールストリート改革および消費者保護法について紹介する邦語文献として、内田芳樹「Dodd-Frank Act における内部通報者報奨金制度 (上)・(下)」国際商事法務三九巻七号 (二〇一〇) 九三三―九三〇頁、同三九巻八号 (二〇一〇) 一一一一―一一八頁がある。
- (65) Pub. L. 112-199, 126 Stat. 1465, Nov. 27, 2012.
- (66) 18 U.S.C. § 1956 (a)(1) (2012).
- (67) *Id.* § 1956 (a) (2).
- (68) *Id.* § 1956 (a) (3).
- (69) See Egbert & Steele, *supra* note 30, at 1528.
- (70) 18 U.S.C. § 1956 (a) (1) (A) (i) (2016).
- (71) I.R.C. §§ 7201, 7206 (2016).
- (72) 18 U.S.C. § 1956 (a) (1) (A) (ii) (2016).
- (73) *Id.* § 1956 (a) (1) (B) (i).
- (74) *Id.* § 1956 (a) (1) (B) (ii).
- (75) *Id.* § 1956 (a) (1) (B) (iii).
- (76) *Id.* § 1956 (c) (4).
- (77) *Id.* § 1956 (a) (2).
- (78) *Id.* § 1956 (a) (2) (A).
- (79) *Id.* § 1956 (a) (2) (B) (i).

- (46) *Id.* § 1956 (a) (2) (B) (ii).
- (47) 一九八八年の連邦マネーロンダリング規正法改正については、芝原①・前掲注(9)五二―五二六頁を参照。
- (48) *See* United States v. Adair, 436 F.3d 520, 526 (5th Cir. 2006); United States v. Bierd, 217 F.3d 15, 23 (1st Cir. 2000); United States v. Knecht, 55 F.3d 54, 57 (2d Cir. 1995).
- (49) J. KEILA STRADER, UNDERSTANDING WHITE COLLAR CRIME § 16.02 [C] (4th ed., 2017).
- (50) Egbert and Steele, *supra* note 30, at 1549.
- (51) United States v. Velez, 586 F.3d 875, 877 (11th Cir. 2009).
- (52) United States v. Stanford, 823 F.3d 814 (5th Cir. 2016).
- (53) U. S. SENTENCING COMM'n, UNITED STATES SENTENCING MANUAL [hereinafter USSC] § 2S 1.1 (a) (2) (2016).
- (54) U. S. SENTENCING COMM'n REPORT, 105TH CONG.: SENTENCING POLICY FOR MONEY LAUNDERING OFFENSES, INCLUDING COMMENTS ON DEPARTMENT OF JUSTICE REPORT 3-5 (1997).
- (55) Christopher J. Fernandez, *Grouping Fraud and Money Laundering under the Federal Sentencing Guidelines: The Need for Uniformity and Proportionality*, 58 WASH. & LEE L. REV. 605, 629-30 (2001).
- (56) USSC, § 2S 1.1 (a) (1); *see also* Egbert & Steele, *supra* note 30, at 1547.
- (57) Paul J. Hofer & Mark H. Allenbaugh, *The Reason Behind the Rules: Finding and Using the Philosophy of the Federal Sentencing Guidelines*, 40 AM. CRIM. L. REV. 19, 81 (2003).
- (58) *Id.* at 82; Egbert & Steele, *supra* note 30, at 1547.
- (59) *See* United States v. Bockius, 228 F.3d 305, 311-13 (3d Cir. 2000); United States v. Ferrouiller, 1997 U.S. Dist. LEXIS 7166, \*11 (E.D. La. May 19, 1997); United States v. Bart, 973 F. Supp. 691, 694 (W.D. Tex. 1997).
- (60) ウィスコンシン西部地区の連邦検事は、実務上、マネーロンダリング罪で起訴した訴訟を維持するために、検察が答えなければならない四つの問題として、①何の取引か、②金銭はどこから来たのか、③被告人は、いかにして金銭が汚れていることを知ったのか、④その金銭で何をしようとしたのかを要旨とする (Douglas A. Lief, *Money Laundering and Asset Forfeiture: Taking the Profit out of Crime*, U.S. ATTY'S BULL. 5 (2013).)。

- (61) *Velaz*, 586 F.3d at 877; *United States v. Hill*, 167 F.3d 1055, 1066 (6th Cir. 1999); *see also United States v. Maher*, 108 F.3d 1513, 1525-26 (8th Cir. 1997).
- (62) *United States v. Bansal*, 663 F.3d 634, 646 (3d Cir. 2011).
- (63) *United States v. Frazer*, 605 F.3d 1271, 1282 (11th Cir. 2010).
- (64) *See United States v. Hymn*, 420 F. App'x 309, 320 (5th Cir. 2011) (「本法廷は、長年にわたって多額の現金を犯罪の認識の指標とみなしてきた」と自ららの名義で行ったという意思、および組織的な現金取引が含まれると判示); *United States v. Pizano*, 421 F.3d 707, 723 (8th Cir. 2005) (「被告人と麻薬のディーラーとの関係と被告人の資金源に関して嘘を述べたという事実は、被告人が麻薬の収益に関する取引を行っていることを認識していたことを証明するのに十分な状況証拠であると判示; *United States v. Cassano*, 372 F.3d 868, 877-78 (7th Cir. 2004) (「第三者が拘留所にいた間に、被告人が第三者の小切手を換金し、第三者が釈放された後も小切手の換金を続け、」の役割に高額を支払われ、小切手への連署を拒否したという状況証拠は、認識の証明として十分であると判示); *vacated on other grounds*, 125 S. Ct. 1018, 1018 (2005); *United States v. Corchado-Peralta*, 318 F.3d 255, 258 (1st Cir. 2003) (「陪審は、せむたくな生活スタイルと財産を説明するのに十分な適法な収入が存在しな」と言っ状況証拠に基づいて、妻が、麻薬ディーラーである夫の資金源を認識していたと判断する)と判示); *United States v. Henry*, 325 F.3d 93, 104 (2d Cir. 2003) (「小切手の代わりに茶色の紙袋に入った現金五万ドルを受け取ったという状況証拠は、それが違法な資金源からもたらされたことを認識していたことを示すのに十分であると判示; *United States v. Ohs*, 127 F.3d 829, 835 (9th Cir. 1997) (被告人のポケットの中の連絡先、交友関係、犯罪歴は、被告人が駐車場で第三者に引き渡した金額が犯罪収益である)とを認識していたことを示すには十分であると判示); *United States v. Torres*, 53 F.3d 1129, 1137 (10th Cir. 1995) (被告人が合法的な収入を得ていないことや、麻薬を売って収入を増やすことができるのと妻への発言から認識を導く)とが *key*と判示); *United States v. Brown*, 53 F.3d 312, 314 (11th Cir. 1995) (陪審が、被告人の振る舞いを観察して、被告人の証言は信じられず、真実は逆であるとの結論に達したのであれば、認識したことを否定する被告人の証言は、それ自体で犯罪の認識要件を立証することになりうると判示)。
- (65) *See United States v. Skyrholm*, 186 F.3d 928, 943 n.8 (9th Cir. 1999); *United States v. Bader*, 956 F.2d 708, 710 (7th Cir. 1992); *United States v. Antzoulatos*, 962 F.2d 720 (7th Cir. 1992). *See also*, Senate Committee on the Judiciary, *The Money Laundering Crimes Act of 1986*, S. Rep. No. 99-433 at 10 (1986).

- (95) See United States v. Logan, 593 F. App'x 179, 185 (4th Cir. 2014); United States v. Clay, 618 F.3d 946, 953-54 (8th Cir. 2010); United States v. Flores, 454 F.3d 149, 155-56 (3d Cir. 2006); United States v. Freeman, 434 F.3d 369, 378-79 (5th Cir. 2005); United States v. Murray, 154 F. App'x 740, 744 (11th Cir. 2005); United States v. Epstein, 426 F.3d 431, 440 (1st Cir. 2005); United States v. Finkelstein, 229 F.3d 90, 97 (2d Cir. 2000); see also S. Rep. No. 99-433 at 9-10 (1986).
- (96) Frans J. von Kaenel, *Willful Blindness: A Permissible Substitute for Actual Knowledge Under the Money Laundering Control Act?*, 71 *Wash. U. L. Q.* 1189, 1209-12 (1993). 故意の日隠しの法理の詳細については、川崎友巳「アメリカ合衆国における『無責任』な経営者の刑事責任」同志社法学六〇巻六号（二〇〇九）一一一四頁。See also, Joshua Dressler, *UNDERSTANDING CRIMINAL LAW* § 10.04 [B] (7th ed., 2015).（本書第四版の邦訳書「ロブ・コモン・ユースラー〔羅周一郎訳〕『アメリカ刑法』〔マックス・ネクムス・シヤマン、二〇〇八〕一八五―一八七頁を参照）
- (98) United States v. Adorno-Molina, 774 F.3d 116, 125 (1st Cir. 2014).
- (99) *Id.* at 125.
- (10) STRADER, *supra* note 49, at § 16.03.
- (11) *Id.*
- (12) Egbert & Steele, *supra* note 30, at 1542. See also Pachó Nagel and Christopher Wieman, *Money Laundering*, 52 *Am. Crim. L. Rev.* 1357, 1377 (2015); Carolyn Hart, *Money Laundering*, 51 *Am. Crim. L. Rev.* 1449, 1469 (2014); Kevin Secura, *Money Laundering*, 50 *Am. Crim. L. Rev.* 1271, 1291 (2013); Genny Ngai, *Money Laundering*, 49 *Am. Crim. L. Rev.* 1011, 1030 (2012); Anna Driggers, *Money Laundering*, 48 *Am. Crim. L. Rev.* 929, 948 (2011); Ermin Akopyan, *Money Laundering*, 47 *Am. Crim. L. Rev.* 821, 839 (2010); Mark A. Provoost, *Money Laundering*, 46 *Am. Crim. L. Rev.* 837, 856 (2009); Laura S. Newland, *Money Laundering*, 45 *Am. Crim. L. Rev.* 741, 759 (2008); Tracy Tucker Mann, *Money Laundering*, 44 *Am. Crim. L. Rev.* 769, 786 (2007); Michael McGinn, *Money Laundering*, 43 *Am. Crim. L. Rev.* 739, 755 (2006); Helesa K. Laterra, *Money Laundering*, 42 *Am. Crim. L. Rev.* 699, 715 (2005); Justin Serafini, *Money Laundering*, 41 *Am. Crim. L. Rev.* 887, 903 (2004); Christopher Boran, *Money Laundering*, 40 *Am. Crim. L. Rev.* 847, 863 (2003); Justin McCormick & Brian Steklorf, *Money Laundering*, 37 *Am. Crim. L. Rev.* 729, 747 (2000); Barrett Atwood and Molly McConville, *Money Laundering*, 36 *Am. Crim. L. Rev.* 901, 918 (1999). それ以外については、取引型マネーロンダリング罪の③④は、規定は「意図」という文言が用いられていることから、「取引が計画された目的」という「認識」の対象を解

- 十号(2011) G. Richard Strafer, *Money Laundering: The Crime of the 90's*, 27 AM. CRIM. L. REV. 149, 172-76 (1989); STRAFER, *supra* note 49, at §15.02 [A] and §16.03 [A] [2]; JOHN K. VILA, BANKING CRIME §8-22-8-26 (2008 Supp. 2016).
- (73) See *United States v. Seher*, 562 F.3d 1344, 1363 (11th Cir. 2009).
- (74) See *United States v. Delgado*, 653 F.3d 729, 737 (8th Cir. 2011); *United States v. Hall*, 434 F.3d 42, 50 (1st Cir. 2006).
- (75) *Cuelлар v. United States*, 553 U.S. 550 (2008).
- (76) *Id.* at 568 (quoting 18 U.S.C. § 1956 (a) (2) (B) (i)).
- (77) たゞせば、一九九二年のサンタース・ケース第一〇巡回区連邦控訴裁判所判決 (*United States v. Sanders*, 929 F.2d 1466 (10th Cir. 1991)) では、藥物犯罪の資金を隠蔽するために二台の自家用車の購入に当たるとして起訴され、第一審のオクラホマ西部地区連邦地方裁判所において有罪判決を受けた被告人の控訴に対して、一台については、被告人とその夫が購入に関わり、販売員にも知られているし、購入後も、隠すことなく使用していること、もう一台についても、娘名義になっていたが、購入契約が被告人やその夫によってなされた際、娘も立ち会っていることから、それだけでは、意図の立証には不十分であるとして、原判決を棄却し、無罪を言い渡した。
- (78) See *United States v. Demmitt*, 706 F.3d 665, 678-79 (5th Cir. 2013) (伝統的なマネーロンダリングのテクニクを用いていた証拠がなく、単に被告人が詐欺による収益の一部を息子に送っていただけでは、「資金の支払」でしかなく、「資金の洗浄(マネーロンダリング)」をしたことにはならなくと判示), *cert. denied*, 134 S. Ct. 420 (2013); *United States v. Richardson*, 658 F.3d 333, 341-42 (3d Cir. 2011) (麻薬ディーラーが、麻薬の資金を使って住居を購入する際、恋人の名義を使うことを許されていたとしても、恋人が、その理由を、麻薬ディーラーのクレジットが悪く、不動産を購入できなかったからと説明したときは、それだけでは、立証として十分ではないと判示)。
- (79) *United States v. Sutera*, 933 F.2d 641 (8th Cir. 1991).
- (80) *Id.* at 646.
- (81) See Anthony M. Diloff, *Transferred Intent: An Inquiry into the Nature of Criminal Culpability*, 1 BUFF. CRIM. L. REV. 501 (1998); Douglas N. Husak, *Transferred Intent*, 10 NORDE DAME J. L. ETHICS & PUB. POL'Y 65 (1996); Mitchell Keller, *With Malice toward All: The Increased Lethality of Violence Reshapes Transferred Intent and Attempted Murder Law*, 38 U.S.F.L. REV. 261 (2004).
- (82) *Regina v. Saunders*, 2 Plowd. 473, 75 Eng. Rep. 706 (1576).
- (83) See Dresslar, *supra* note 66, at §10.04 [A] [3] [a].



- (75) Egbert and Steele, *supra* note 30, at 1514.
- (76) See United States v. Awan, 966 F.2d 1415, 1424-25 (11th Cir. 1992).
- (77) See *id.* at 1425. 他方に於ては「一九五六条(a)項(1)号(b)号」は成立要件ではなく、「認識」の対象であり、「受動態で記されているため、明かした、誰か他の者の意図(取引を「計画」した者の意図)の「認識」をメンス・レアとして要求している」と解するものとして、Stratler, *supra* note 72, at 162; Villa, *supra* note 72, at § 8.25-8.26.
- (78) 18 U.S.C. § 1956 (a) (1) (2016).
- (79) United States v. Olive, 804 F.3d 747 (6th Cir. 2016).
- (80) United States v. Pug-Infante, 19 F.3d 929, 938 (5th Cir. 1994). ただし、薬物犯罪の収益の交付と組み合わされれば、輸送の「金融取引」に当たらざるべしと(See United States v. Gotti, 459 F.3d 296, 335-36 (2d Cir. 2006); United States v. Elso, 422 F.3d 1305, 1310 n.7 (11th Cir. 2005); United States v. Pitt, 193 F.3d 751, 762 (3d Cir. 1999); United States v. Garcia Abrego, 141 F.3d 142, 160 (5th Cir. 1998).)
- (81) United States v. Frank, 354 F.3d 910, 919 (8th Cir. 2004).
- (82) United States v. Carcione, 272 F.3d 1297, 1303 (11th Cir. 2001).
- (83) United States v. Diaz, 190 F.3d 1247, 1257 (11th Cir. 1999).
- (84) United States v. Ladum, 141 F.3d 1328, 1340 (9th Cir. 1998).
- (85) 「収益」を「総収入 (gross income)」と解するものとして、United States v. Iannoboni, 363 F.3d 1 (1st Cir. 2004)。これに対し、「純利益 (net profits)」と解するものとして、United States v. Scialabba, 282 F.3d 475 (7th Cir. 2002)。*voir dire* の理解はここが曖昧なものであり、United States v. Santos, 553 U.S. 507, 514 (2008).
- (86) Santos, 553 U.S. at 507.
- (87) 適及適用の禁止を理由に、サントス・ケース判決以前の事案への判例の拘束力を否定したものととして、United States v. Grasso, 724 F.3d 1077, 1094 (9th Cir.), *cert. denied*, 134 S. Ct. 484 (2013)。これに対し、通信詐欺罪の総収入がマネーロンダリングの有罪判決を支持するかどうか、あるいは純利益を必要とするかどうかの判断し得るべきことを強調したものであり、United States v. Aslan, 644 F.3d 526, 550 (7th Cir. 2011); Rachel Zimmarowski, *Taking a Gamble: Money Laundering after United States v. Santos*, 112 W. Va. L. Rev. 1139 (2010).
- (88) United States v. Loe, 248 F.3d 449, 463 (5th Cir. 2001).

- (87) United States v. De La Mata, 266 F.3d 1275, 1292 (11th Cir.2001).
- (88) See, United States v. Kennedy, 64 F.3d 1465, 1477 (10th Cir. 1995); United States v. Cabrates, 524 U.S. 1, 2 (1998); 118 S.Ct. 1772, 1773 (1998), 141 L.Ed.2d 1, 2 (1998); United States v. Christo, 129 F.3d 578, 580 (11th Cir. 1997). See also, Helen Gredel & Karl D. Cooper, *Money Laundering*, in WHITE COLLAR CRIME: BUSINESS AND REGULATORY OFFENSES §2A. (Otto Obermayer et al eds. 2016).
- (89) United States v. Allen, 76 F.3d 1348 (5th Cir. 1996).
- (90) *Id.* at 1361.
- (91) United States v. Mankarious, 151 F.3d 694, 705-06 (7th Cir. 1998).
- (92) *Id.* at 705-06.
- (93) Jimmy Gurne, *The Money Laundering Control Act of 1986: Creating a New Federal Offense or Merely Affording Federal Prosecutors An Alternative Means of Punishing Specified Unlawful Activity?*, 32 Am. Crim. L. Rev. 823, 846-50 (1995); Fennington, *supra* note 5, at 929-39.
- (94) See, United States v. Johnson, 971 F.2d 562, 569 (10th Cir. 1992); United States v. Pietrivanzi, 23 F.3d 670, 677 (2d Cir. 1994).
- (95) See, *Hall*, 434 F.3d at 51; United States v. Magluta, 418 F.3d 1166, 1175 (11th Cir. 2005); United States v. Ward, 197 F.3d 1076, 1083 (11th Cir. 1999).
- (96) Gredel & Cooper, *supra* note 99, at §2A.
- (97) United States v. Jackson, 935 F.2d 832 (7th Cir. 1991).
- (98) *Id.* at 841.
- (99) *Id.*
- (100) See, *e.g.*, *Pizano*, 421 F.3d at 723; United States v. Taylor, 239 F.3d 994, 999 (9th Cir. 2001); United States v. Blackman, 904 F.2d 1250, 1257 (8th Cir. 1990).
- (101) See, *e.g.*, United States v. Monaco, 194 F.3d 381, 387 (2d Cir. 1999); United States v. Eastman, 149 F.3d 802, 804 (8th Cir. 1998). ノルウェー控訴院の「マネーロンダリング罪」の立証要件、追加的立証を必要としない判決をめぐって (See, United States v. Carucci, 364 F.3d 339, 347 (1st Cir. 2004); United States v. Abbeil, 271 F.3d 1286, 1295 (11th Cir. 2001); *Blackman*, 904 F.2d at 1257.)。
- (102) *Johnson*, 971 F.2d at 562.

- (11) *Id.* at 570.
- (11) See *United States v. Green*, 818 F.3d 1258 (11th Cir. 2016); *United States v. Sokolow*, 81 F.3d 397, 409 (3d Cir.), *vacated on other grounds*, 91 F.3d 396 (3d Cir. 1996); *United States v. Moore*, 27 F.3d 969, 976 (4th Cir. 1994).
- (11) *United States v. Rungard*, 116 F.3d 1270 (9th Cir. 1997).
- (11) *Id.* at 1292.
- (11) *Id.* 判決では、本件において、検察は、二つ目のアプローチで、被告人を一九五七条の罪で起訴できたのに誤ったとも指摘した。
- (11) See *United States v. Bazanaye*, 240 F.3d 861, 863 (9th Cir. 2001) (州際通商とのつながりは、管轄上の必要条件であり、犯罪の本質的要素でもある)；*see also United States v. Wilkerson*, 361 F.3d 717, 726 (2d Cir. 2004).
- (20) See *Gotli*, 459 F.3d at 336 (取引または金融機関が州際通商に影響を与えたとする要件が連邦政府の管轄権である)とを示すためには、州際通商への影響がわすかじも存在するのを証明するのを意味すると判示)；*United States v. Owens*, 167 F.3d 739, 755 (1st Cir. 1999) (州際通商への影響がわすかじでも認められれば、有罪判決を支持するのに十分と判示)。
- (21) *E.g.*, *United States v. Laurenzana*, 113 F.3d 689, 693 (7th Cir. 1997).
- (21) *E.g.*, *United States v. Wilkinson*, 137 F.3d 214, 220 (4th Cir. 1998).
- (21) *E.g.*, *United States v. Jenkins*, 633 F.3d 788, 804-05 (9th Cir. 2011).
- (21) *E.g.*, *United States v. Hatcher*, 323 F.3d 666, 672 (8th Cir. 2003).
- (25) *E.g.*, *United States v. Lucas*, 932 F.2d 1210, 1219 (8th Cir. 1991).
- (26) *E.g.*, *Ladum*, 141 F.3d at 1339.
- (27) *E.g.*, *United States v. Parker*, 364 F.3d 934, 951 (8th Cir. 2004)；*United States v. Oliveros*, 275 F.3d 1299, 1303-04 (11th Cir. 2001).
- (28) *E.g.*, *United States v. Koller*, 956 F.2d 1408, 1411-12 (7th Cir. 1992).
- (29) *E.g.*, *United States v. Burgos*, 254 F.3d 8, 11 (1st Cir. 2001).
- (30) *Awan*, 966 F.2d at 1424.
- (31) *Grady v. Corbin*, 495 U.S. 508 (1990).
- (32) *United States v. Zvi*, 168 F.3d 49, 57 (2d Cir. 1999).

- (37) United States v. Dixon, 509 U.S. 688 (1993).
- (38) See United States v. Weingarten, 713 F.3d 704, 710 n.5 (2d Cir. 2013); United States v. James, 415 F. Supp. 2d 132, 160 (E.D.N.Y. 2005).
- (39) United States v. Lopez, 514 U.S. 549 (1995).
- (40) United States v. Owens, 159 F.3d 221, 226 (6th Cir. 1998).
- (41) See, e.g., United States v. Goodwin, 141 F.3d 394, 397-400 (2d Cir. 1997); United States v. Griffith, 85 F.3d 284, 287-88 (7th Cir. 1996).
- (42) Boles, *supra* note 6, at 365-432.
- (43) Gredd & Cooper, *supra* note 99, at §2A-5.
- (44) Elkan Abramowitz, *Money Laundering: The New RICO?*, NYLJ, Sept. 1, 3 (1992).
- (45) Barry Tarlow, *RICO Report*, THE CHAMPION 32 (Aug. 1990).
- (46) Zachary Robock, *The Risk of Money Laundering through Crowdfunding: A Funding Portal's Guide to Compliance and Crime Fighting*, 4 MICH. BUS. & ENTREPRENEURIAL L. REV. 113, 113-29 (2015).
- (47) Kelsey L. Penrose, Note, *Banking On Bitcoin: Applying Anti-Money Laundering and Money Transmitter Laws*, 18 N.C. BANKING INST. J. 529, 529-551 (2014).